2012 年度外務省主催 NGO 研究会

《事業評価と開発効果向上における比較》

事業報告書

2013 年 3 月

特定非営利活動法人　国際協力 NGO センター

目次

はじめに 1

１．背景 2

２．実施団体および実施方針について 2

３．活動概要.....3

４．各活動内容詳細（時系列順） 5

４－１．第１回専門家委員会.....5

４－２．国内調査　（調査責任者および執筆者：遠藤 衛） 6

４－３．カンボジア調査　（調査責任者および執筆者：山口　誠史、堀内　葵） 18

４－４．第１回ワークショップ『効果的な活動を実践するためのヒント
～開発効果”の議論から振り返る、日本のＮＧＯの活動～』 26

４－５．韓国調査　（調査責任者および執筆者：高柳 彰夫） 28

４－６．第２回専門家委員会.....34

４－７．第３回専門家委員会.....35

４－８．第４回専門家委員会.....38

４－９．第２回ワークショップ『基礎から学ぶ！ライツ・ベース・アプローチ入門講座』
.....40

４－１０．啓発パンフレットと手引き案の作成.....45

おわりに　～本事業の成果と今後の課題・展望～ 48

はじめに

外務省は、国際社会が抱える様々な開発課題に取り組むにあたり、NGO との連携を重視し、日本 NGO 連携無償資金協力等により資金協力を行う一方、国際協力 NGO の能力向上・組織強化のために、平成１１年度より「NGO 活動環境整備支援事業」を実施しています。同事業のひとつである「NGO 研究会」は、国際協力に携わる NGO が、国際的に活躍していくために必要とされる共通の課題や役立つテーマについて、調査・研究し、問題解決に向けた討議や改善策の提言を行うことを目的としている事業です。

本報告書は、平成２４年度「NGO 研究会」のテーマのひとつとして、特定非営利活動法人　国際協力 NGO センターが実施した「事業評価と開発効果向上における比較」についての調査・研究及びセミナーの成果報告書です。本研究会は、日本の NGO による事業評価の実施状況を調査すると同時に、海外の NGO が事業改善につながる事業評価を実施している実態を調査・研究することにより、日本の NGO の開発効果向上に結びつけていくことを企図するものです。内外の NGO の聞き取り調査や、ワークショップに専門家を招聘し良き事例を学び、チェックリスト（案）および、イスタンブール原則の啓発パンフレットが、日本の NGO の開発効果向上に広く資することを期待致します。

本研究会の実施に際して、実施団体のみならず、貴重な知見を共有してくださった協力者・団体、インタビューに協力をいただいた内外の NGO、専門家等、幅広い関係者の方々からいただいた御支援・御協力に対して心より御礼申し上げます。

国際協力 NGO には､今後､益々事業の効率化や透明性が問われていくことと思われます。本報告書でまとめられた NGO 研究会「事業評価と開発効果向上における比較」の成果が、日本の国際協力 NGO の間で存分にいかされ、よりよい事業の実施につながっていくことを希望しております。

外務省国際協力局
民間援助連携室長
山口　又宏

１．背景

2008 年から 2011 年にかけて CSO[1]の開発効果向上に関する世界的な議論が進み、CSO が効果的な活動を実践するための基本方針として「イスタンブール原則（以下、原則)」が合意された。原則は、人権やジェンダー、アカウンタビリティなど NGO が開発において重視する価値を示す 8 つの項目から成り立っている。現在、世界の NGO は、NGO の開発効果を向上させるために原則を事業や組織の中で具体化する作業に取組んでおり、日本においてもイスタンブール原則の実践を促進する必要性が高まっている。

原則を NGO の事業や組織の中で具体化させていく 1 つの策として、原則の要素を事業評価（事業計画の作成から事業のレビューまで、事業実施の一連のプロセス）に取り込んでいく方法が考えられる。本来事業評価は、評価を通して得られた結果を活用し、その後の事業改善につなげるものである。そのため、事業評価に原則の視点を取り込むことで、事業の開発効果が向上することが期待される。しかしながら、現在の日本の NGO が取り組む事業評価には、原則の要素は組み込まれていないと思われる。日本の NGO の開発効果を今後高めていくために、事業評価の方法論の中に原則の要素を取り込み、原則の視点を踏まえた事業実施を促進することが必要である。

２．実施団体および実施方針について

２－１．実施団体と本研究会テーマの関わり

本研究会の実施団体である（特活）国際協力 NGO センターは 1987 年の設立以来、CSO の組織強化や人材育成など、NGO の開発効果に関連する研修や調査活動を行ってきた。

近年は事業に係るアカウンタビリティ、とりわけ受益者に対するアカウンタビリティの課題に積極的に取り組んでおり、英国、米国における調査や、開発効果関連の国際会議への参加を通して得た国際的な議論を国内の CSO に共有し、国内での議論の促進に努めてきた。

２－２．実施方針

事業評価の改善を通して日本の NGO の開発効果を高めることを最終目標におき、本研究会では以下の点を明らかにしたい。

（1）日本の NGO の事業評価（事業計画～モニタリングまでの一連のプロセス）実施状況
- ・日本の NGO がどのような事業評価を行なっているかを把握することで
  - ⇒ 日本の NGO による事業とイスタンブール原則の要素の親和性を探り、原則の実践を促進していくための効果的な方策を提示する。
  - ⇒ 日本の NGO が自らの事業評価を相対的に振り返る場を設ける上で役立つ示唆を提示する。

[1] 日本では一般に国際協力に取り組む非政府/非営利組織を NGO、国内問題に取り組む非政府/非営利組織を NPO と使い分けられているが、CSO（Civil Society Organization）はこれらすべてを含む市民社会組織全般（労組や学会を含む）を意味する。本報告書では NGO と CSO という言葉が混在して用いられるが、両者は基本的に同義である。(ただし、CSO を用いる箇所では、国際的な開発効果議論が意識されている場合が多い)

（2）海外の NGO による開発効果向上の取組みの状況

·海外の NGO が行っている開発効果向上のための取組みを把握することで

⇒ 海外の事例を学ぶことで、国内の NGO へ開発効果議論を広め、イスタンブール原則の実践を促すためのヒントを得る。

（3）日本の NGO と海外の NGO の開発効果向上の取組みの比較と改善点の提示

・日本の NGO による事業評価が開発効果向上に資するものか比較検討・分析し、より効果的な事業実施につながる評価の方向性を提示する。

３．活動概要

上記の 3 点を明らかにするために、本研究会では以下の活動を実施した。
各活動の流れについては以下、表 1 を参考のこと。

（1）日本の NGO による事業評価の実施状況の把握と議論の場の設置

- 日本の NGO への聞き取り調査：
  聞き取り調査を通して日本の NGO がどのような視点・目的および方法で事業計画の作成や事業のレビューを行なっているか把握した。

- 第 1 回ワークショップの開催[2]：
  国内調査の結果を共有し、イスタンブール原則を切り口に、参加 CSO が自らの事業を振り返り、議論する場としてワークショップを開催した。

（2）海外の NGO による開発効果向上の取組みの状況

- 海外での調査：
  開発効果向上に向けて先進的に取り組んでいるカンボジアおよび韓国で調査実施し、開発効果向上のための取組みの事例収集を行った。

- 第 2 回ワークショップの開催[3]：
  これまでの国内議論や第 1 回ワークショップの結果を踏まえ、イスタンブール原則 1（人権と社会的正義の尊重と促進）に関する研修型ワークショップを開催した。

（3）日本の NGO の事業評価と海外の CSO の開発効果向上の取組みの比較と改善点の提示

- 啓発パンフレットの作成：
  （1）および（2）の成果を踏まえ、イスタンブール原則を国内に普及させるためのパンフレットを作成した。

- チェックリスト（実践の手引き）案の作成：
  事業計画の作成時や事業レビューの際に活用できるチェックリスト（実践の手引き）の土台となる案の作成に取り組んだ。

[2] ワークショップ内容については、国内および海外調査結果や専門家委員会での議論を踏まえ、当初計画とは若干異なる角度からテーマを設定し直して開催した。
[3] 同上

（4）その他

・　専門家委員会の設置：

（1）～（3）の活動を実施するにあたり『CSO 開発効果にかかる専門家委員会』を設置した。専門家委員会は年間を通して計 4 回開催し、本研究会を進める上での助言を得るとともに、啓発パンフレットおよびチェックリスト案の策定に取り組んだ。

専門家委員会のメンバーは以下の通り。

【CSO 開発効果に係る専門家委員会メンバー】（50 音順）

・大橋 正明、（特活）国際協力 NGO センター　理事長
・佐藤 知子、独立行政法人　国際協力機構　国内事業部 市民参加推進課長（～12 月）
・定松 栄一、（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　事務局次長 兼 海外事業部長
・源 由理子、（特活）アーユス仏教国際協力ネットワーク
・三宅 隆史、（公社）シャンティ国際ボランティア会　アフガニスタン事務所長（東京付）

【その他協力者】（50 音順）

・井上　団、（特活）アーユス仏教国際協力ネットワーク
・枝木　美香、（特活）アーユス仏教国際協力ネットワーク　事務局長
・遠藤　衛、（特活）国際協力 NGO センター　政策アドバイザー
・高柳　彰夫、（特活）国際協力 NGO センター　政策アドバイザー
・田中　雅子、文京学院大学　外国語学部　准教授
・林　明仁、（特活）国際協力 NGO センター　政策アドバイザー
・本田　朋子、（特活）国際協力 NGO センター　政策アドバイザー

【表 1：活動概要（時系列順）】

活動の種類	時期	主なテーマ/内容
第 1 回専門家委員会	6 月 8 日	・活動概要、スケジュール説明 ・国内調査および第 1 回ワークショップ内容検討
国内調査	6 月～7 月	・計 6 団体への聞き取り調査
カンボジア調査	8 月 19 日～25 日	・計 7 団体への聞き取り調査
第 1 回ワークショップ開催	9 月 4 日	・『効果的な活動を実践するためのヒント～開発効果”の議論から振り返る、日本のＮＧＯの活動～』
韓国調査	9 月 18 日～19 日	・計 2 団体および KOICA への聞き取り調査
第 2 回専門家委員会	10 月 2 日	・第 1 回ワークショップ振り返り ・手引きおよび啓発パンフレットの内容検討 ・第 2 回ワークショップ内容検討
第 3 回専門家委員会	12 月 3 日	・手引きおよび啓発パンフレット内容の検討 ・第 2 回ワークショップ内容の検討
第 4 回専門家委員会	2 月 4 日	・手引きおよび啓発パンフレット内容の検討 ・第 2 回ワークショップ内容の検討

第 2 回ワークショップ開催	2 月 27 日	・『基礎から学ぶ！ライツ・ベース・アプローチ入門講座』
啓発パンフレットの策定および編集	12 月～3 月	・同左

４．各活動内容詳細（時系列順）

４－１．第１回専門家委員会

概要および主な議論内容は以下の通り：

概要：

日時	2012 年 6 月 8 日（金）14:30～16:30
出席者	専門家委員：大橋（JANIC）、佐藤（JICA）、定松（SCJ）、源（AYUS）、三宅（SVA） JANIC 政策アドバイザー：遠藤、高柳、本田、林（スカイプ参加） オブザーバー：矢澤（JICA） 事務局：山口、水澤、杉本、朝枝
議題	1. 自己紹介 2. 事業内容の共有 討議事項：役割分担、スケジュール等 3. 国内調査について 討議事項：調査内容、調査対象団体等 4. 第１回目ワークショップについて

主な議論ポイント、合意事項：

・事業計画の中で「事業評価」という表現は、事業終了後の評価に限らず、事業の計画段階から終了後のモニタリングまですべて、つまり事業の実施における全プロセスを示すものと広義に捉えることが確認された。

・CSO 開発効果に係る国内会合での議論結果から、8 原則の内、日本の NGO にとって最もチャレンジングだと思われるのは原則 1（人権と社会的正義の尊重と促進）、2（ジェンダーの主流化）、6（パートナーシップの模索）と考えられることから、本研究会ではこの３原則に焦点を当てて取り組みたい旨、事務局より提案があった。

これに対し、委員からは 1）原則には性質の異なる内容が並列に並んでおり、原則 5～8 は組織運営に焦点を当てた内容となっていること、2）原則 4 は原則 1 および 2 に組み込める内容であること、3）パートナーシップ（原則 6）は日本の NGO にとって非常に大きな課題であることが指摘され、上記事務局提案が合意された。

・手引き案の策定に多くの時間を割くよりも、まずは日本の NGO に CSO 開発効果の議論やイスタンブール原則を周知することを優先して取り組む必要があるのではないか、との意見が出され、啓発パンフレットの内容検討に一定量の時間を割く必要がある旨が確認された。

・手引き案の策定にはオープンフォーラム策定の“Putting the Istanbul Principles into Practice”掲載の原則毎の実践に向けた目標フェーズ案が参考になるのではないかという意見が出され、手引き策定の際には国内調査の結果からレベル感を見極めることが合意された。

・国内調査にあたっては、日本の NGO の事業評価の方法論に限定せず、強みや特徴を引き出せるようにすべきとの意見が出された。また、イスタンブール原則との親和性を分析する上では、事業のみならず組織の使命や行動指針等にも注目すべきとの指摘がなされた。
・第 1 回ワークショップの内容は、事例紹介にフォーカスを当てるよう計画されているが、1）国内調査の結果を踏まえた上で内容を組み立てるべき、2）グループワークは啓発パンフレットや手引きの策定に役立つようなインプットを得られる内容にすべきとの意見が出され、合意された。

４－２．国内調査　（調査責任者および執筆者：遠藤 衛）

４－２－１．調査の背景・経緯

2008 年にガーナのアクラ市で開催された「援助効果に関する第 3 回アクラ閣僚級会議」以降、NGO が実施する活動の効果向上に関する議論が進展し、2010 年 9 月にトルコのイスタンブールにおいて「イスタンブール原則（Istanbul Principle)」が採択された。「イスタンブール原則」は、NGO も含む広く市民社会組織（CSO: Civil Society Organizations）による活動が効果的であるための原則をまとめたものであり、それまでの公的機関による開発途上国向けの援助の効果を議論する「パリ宣言」とは異なる視点を提供するものとなった。その大きな違いを指摘するとすれば、パリ宣言は公的関係者に向けた援助活動の実施方法についての具体的数値基準を提示したものであるが、イスタンブール原則は CSO 関係者に向けた開発のコンセプトを提示したものであると説明できる。具体的に言えば、「イスタンブール原則」では、CSO が行う活動において重視されるべき 8 つの原則（1. 人権と社会正義の尊重と促進、2. ジェンダー平等、3. 人々のエンパワーメント、民主的オーナーシップと参加、4. 環境の持続可能性、5. 透明性と説明責任、6. 平等なパートナーシップと連帯、7. 知識の創造とシェア、また相互学習を行う、8. 前向きで持続可能な変化を実現すること）を明示したものである。

「イスタンブール原則」は CSO の活動の中で重視されるべき概念的な側面に特化して原則を示したものであるが、それらをどのように CSO の活動の中に適用させるかについてはまだ十分確立されてはいない。そこで、2011 年 7 月にカンボジアのシエムリアップに CSO が集まって「イスタンブール原則」の具体化について議論した結果、「イスタンブール原則についての実施ツールキット[4]」という文書が作成され、現在はその最終版が配布されている。ツールキットは、「イスタンブール原則」を適用する一つの方法論を示しているに過ぎず、必ずそこに書いてある通りに実施すべきというものではない。しかし一方で、各国の CSO が実際に「イスタンブール原則」を活用しようとした時に利用できる入門的な役割を持っており、最初に参照されるべき文献と言える。

日本の CSO も、2006 年から国際的な援助効果議論に関心を持ち、特に 2008 年以降に積極的に CSO へのアドボカシー活動を行ってきている。イスタンブール原則が示されて以降は、日本国内においても国内 CSO を対象にしたコンサルテーションを実施し、また、日本の CSO への適用可能性についても議論した。そのうえで、イスタンブール原則の妥当性について確認した。そして、2011 年 11 月末に韓国の釜山市で開催された「援助効果に関する第 4 回釜山閣僚級会議」において、主要なドナーもイスタンブール原則に賛同

[4] *Putting the Istanbul Principles into Practice: A Companion Toolkit to the Siem Reap Consensus on the International Framework for CSO Development Effectiveness*

（endorsement）し、国際的に多くのアクターも同原則を CSO の独自性と独創性を示す文書として認める方向となっている。

我々日本の CSO にとっての現在の課題は、イスタンブール原則に書かれている内容を、どのように実際の CSO による活動に適用していくのかということである。特に、通常 CSO が行っている自らの活動を評価する活動にイスタンブール原則を適用することは、一つの重要なポイントと考えられる。その理由として言えることは、イスタンブール原則は CSO が重要視する普遍的な価値を示しており、その価値をどの程度実現できたかどうかをそれぞれの活動について測ることで、イスタンブール原則が CSO の活動に実際に適用されているかどうかを具体的に説明することになると考えられるからである。

他方、イスタンブール原則が、多くの CSO の日常活動にとって過大な負担になるようでは、実用可能性の点で問題が残る。また、一般的な CSO による評価活動と大きく異なるものである場合に、適用方法を工夫して分かり安いプロセスを考案する必要がある。更に、既に類似の活動や評価が行われている場合には、それを上手く利用して重複を避けることも考えるべきであろう。

そこで、本調査においては、日本の CSO の中で、主に開発途上国向けの支援を実施している主要な NGO の評価活動を調査し、シェムリアップで採択されたツールキットがどのように利用できるのかについての実例を示すことを目的とする。本調査ではまず、イスタンブール原則の 8 項目と類似の項目が、各団体の定款や活動指針、またその他の文書の中で示されているかどうかを調査し、そのうえで、それらの項目がどのように実際の評価活動の中で活かされているかについて聞き取り調査を行う。また、類似の項目が無い場合には、それらが現在の評価活動に適用されるための具体的な方法論について、実際に評価を行っているスタッフ等と議論し、1 つのアイディアを抽出する。そのうえで、ツールキットの利用法についての具体的な指針を獲得することを目指すものである。

４－２－２．調査対象団体および調査設問

本調査における調査対象は、調査の内容に鑑み、次の 3 点を基準にし選考した。まず、これまでの開発効果に関する関連国内会合に参加してきた団体と、そうでない団体を半数ずつ選択すること。これによって、これまでの会合である程度の情報を得た団体とそうでない団体の間での考え方の相違について確認を目指した。また、東京に本部のある団体と、地方部に本部のある団体に分け、地域による状況の相違、特に情報へのアクセス等についての確認を目指した。更に、比較的活動規模の大きな団体と活動規模の小さな団体の両方を選択することで、活動の規模による対応状況の相違、特に概念的な内容への取り組みについての確認を目指した。具体的に調査を行った団体および調査設問は、次の通りである。

【調査対象団体】

(1) アクセス：京都市伏見区深草（6 月 21 日）
　被調査者：常務理事　森脇祐一氏。
(2) アジア保健研修所：愛知県日進市米野木町（6 月 21 日）
　被調査者：主任主事　中島隆宏氏、事務局長　林かぐみ氏、他職員３名。
(3) 日本国際ボランティアセンター（JVC）：東京都台東区上野（6 月 27 日）
　被調査者：事務局長（当時）　清水俊弘氏。
(4) プラン・ジャパン：東京都渋谷区三軒茶屋（6 月 28 日）
　被調査者：専務理事　鶴見和雄氏、プログラム部マネジャー　馬野裕朗氏。

(5) IV-Japan：埼玉県さいたま市大宮区（7 月 4 日）
　被調査者：代表理事　冨永幸子氏。
(6) PLAS：東京都品川区上大崎（7 月 5 日）
　被調査者：代表理事　門田瑠衣子氏。
（計 6 団体：都内及び東京近郊 4 団体、愛知県 1 団体、京都府 1 団体）

【調査設問】

（ア） 貴団体の評価活動の仕組みについて説明願いたい。団体全体としての評価（組織評価のようなもの）が存在するのか。個別の活動についての評価（事業評価・プロジェクト評価等）だけが存在するのか。或いは、別の事項を対象とした評価というものが存在するのか。そしてそれぞれの評価がどのような評価基準を持っているのか、概略の説明を頂きたい。

（イ） 団体としての価値の普及をはかる活動はどのように行っているか？アドボカシーというような活動形態か。それとも、特別そのようなことは明示せずに、活動説明会やその他の通常の活動の中で価値を体現していると考えているのか？

（ウ） 貴団体の定款、活動基準やその他の基本となる文書に、イスタンブール原則（添付資料をご参照願います）に類似するような記述は見られるか？それぞれの文書を準備して頂いたうえで、該当部分を示して頂きたい。

（エ） イスタンブール原則に示されたような価値を普及する活動は、貴団体の活動とマッチするか？補完するものか？あるいは、関係ないものもあるか？

（オ） イスタンブール原則実施のためのツールキットで示されたような活動（８つのうちの一つを事例に取り説明）は、貴団体の現在の活動に取り入れることは可能か？あるいは、既に実施していることに近いか？又は、過大な負担になると考えるか？

（カ） イスタンブール原則を貴団体の活動により良く活用するためには、どのような方法論がありうるか？8 つ全部でなく選択的に利用する？或いは、長時間をかけて徐々に徐々に活動に取り入れるような方法は？

４－２－３．調査結果の主な内容

本調査から得られた結果の主な内容は次の通りである。

(1) 各団体における評価活動は、一般的な助成金等の必要性による事業評価は定期的に行われていると言える。また各団体全体としての評価も規模の大きな団体では定期的に行われている。評価の中身に関する傾向としては、裨益者の生活の質を高めることに注目することが中心で、数量的なインパクトを評価は行われていないと見られる。一方、「イスタンブール原則」に示されている内容については、今回調査した各団体の活動実態を概観したところ、ほとんどが網羅していると考えることができるが、それを明示的に評価や確認作業を行っているのは規模の大きな団体であるように見受けられる。現行の我が国 ODA による評価方法は成果主義的色彩が強い方法論を採用しており、

「イスタンブール原則」で示されたような社会正義や人権といったテーマについては明示的ではない。「イスタンブール原則」を国際協力 NGO の活動の質を高めるために積極的に利用・活用することを考えるとすれば、国際協力 NGO の活動を適切に評価するための評価基準や評価方法に関して、「イスタンブール原則」を参照しながら国際協力 NGO 独自の方法論や視点を提示していくことが必要だと考えられる。

(2) 活動規模の比較的小さな団体は、自団体の理念の表明、またその普及等に関して、十分な時間と職員数等のリソースを割くことができず、短期的な利益が明確でない活動を実施することは困難である。従って、全く新しい対象者に対して資金的なサポーターになってもらうための活動が同時に困難となっていると考えられる。一方、活動規模の大きな団体であっても、理念に関した活動、特にアドボカシー活動については選択的に行っている。日本国民が理解するために時間がかかるテーマについては、大きな団体であっても実施することはあまりないと見られる。政治的な緊急アピール等については、規模の大小に関わりなく必要に応じて行われていると見られるが、広く国民の耳目に触れるようなものというよりは、政府等の政策に影響力のある人々へのアプローチ方法の一つとして利用されていると見られる。

(3) 東京近郊に本部が所在する団体と地方に本部が所在する団体では、情報アクセスについて物理的ギャップが存在することが確認された。あるテーマに同じだけの関心があった場合、地方に所在する団体はセミナー等への参加に交通費やそのための時間を確保するうえでの障害があり、東京近郊に所在する団体と同じように情報にアクセスすることはできない。インターネット上に情報が存在していたとしても、余程自団体の活動に直接の関係がない限り、時間と手間をかけてインターネット上の情報を蒐集は行わない。インターネット上の情報を蒐集するには一定程度の事前の知識が必要であり、それを提供するためのセミナーや勉強会等の対面式の情報提供の機会は極めて重要なものである。

(4) これまで CSO 開発効果関連の国内会合に参加してきた団体の場合とそうでない団体の間で、開発効果向上についての国際的な議論についての認識にギャップが存在することが確認された。時間をかけて説明をすることでそのギャップは埋められる可能性はあるが、JANIC による会員団体向けの一般的アドボカシー活動でそのギャップが容易に埋まるとは考えにくい。これまでの開発効果向上についての国際的な議論に参加していない団体は、イスタンブール原則が自らの存在を脅かすものとして感じる可能性が高い。従って、「イスタンブール原則」というような国際的な用語をなるべく利用しない形で、しかも内容的には同じような効果を得られるアドボカシー活動の方法論を考案するべきである。

(5) イスタンブール原則に代表される国際的議論については、それを直接普及することを目指すよりも、戦略として「NGO 事業の質を向上させるためのセミナー／キャンペーン」のような形態を取ることで、多くの NGO が短期的にも自団体の利益につながると理解しやすくなる仕組みを考える必要があると見られる。イスタンブール原則は、参考情報として取り扱うことで、多くの中小 NGO 団体が感じる可能性が高い拒否反応を和らげられる可能性がある。同時に、MDGs やリオ+20、ISO 等、NGO の活動の質を向上させ

るために役立つ様々な情報を同時に提供することで、NGO 側にとってのセミナー／キャンペーンの魅力や重要性を高めることが可能になる。

(6) NGO が活動を行っていくうえで「いつの時代にも変わらない基礎的な理念」の部分と、「質を高めるために常に進化させるべき方法論・アプローチ」の部分を切り分ける説明を行うことで、NGO が国際的議論を受け入れやすい素地を提供できる可能性がある。今回の調査対象団体においては、事業評価や組織運営についての技術的な改善は各団体で取り組みが進んでいることが確認された。一方で、事業内容の技術的な質については、既存の開発プロジェクトにおける方法論（例えば家畜バンク・穀物バンク、マイクロファイナンス、職業訓練、教育・保健活動における具体的方法論等）について、国際的な取り組みの検証を行ったうえで導入することで、技術的な質は大幅に向上できると考えられる。これらの開発プロジェクトの具体的方法論は、日本の NGO だけでなく広く世界的に使われているものであり、我が国 NGO の取り組みを情報開示していくことで、国際的な比較検討に貢献できるものとなり、より国際的な意思疎通が進むと期待できる。

４－２－４．調査内容詳細

（１）調査方法

本調査では、JANIC 加盟 6 団体を対象に、事前の質問票送付のうえで、セミストラクチャードインタビューの形式で調査を行った。各団体、1 名から最大 6 名の出席者を得てインタビューを行った。

調査では、まず、自団体の活動や事業、また組織活動全体についての評価を行う仕組みを持っているかどうかを聞いた。その中で、自団体の評価基準を独自に持っているのかどうか、また団体としての理念あるいはミッションステートメントのようなものを明示的に保持しているのかどうかを聞いた。この質問が意図しているところは、イスタンブール原則で示されていることが、どの程度、既存の評価活動の中で実現しているのかどうかを測ることである。

次に、自団体の理念等を自組織の職員や会員、また会員を超えて社会一般の人々に普及をはかる活動を行っているかどうかを聞いた。これは、イスタンブール原則で示されていることを社会全般に広めていくこと自体が、イスタンブール原則の重要な一部であるためである。

3 目の質問は、1 つ目の質問と関連しているが、団体の理念が明示されている文書の存在を質問することで、イスタンブール原則で示されていることとの比較が可能になる。

4 つ目の質問は、イスタンブール原則と各団体の理念が、どの程度補完的な関係にあるのかどうかを確認した。

以下、本調査から得られた内容について報告する。

（２）各団体の調査結果

【アクセス－共生社会をめざす地球市民の会】

京都に本部事務所を設置するアクセスは、JANIC による援助効果・開発効果に関する国内コンサルテーション等には参加したことがなく、本調査によって初めてこの議論に関わ

った団体である。団体の規模としては、中小規模の国際協力 NGO に分類される団体。

アクセスは、フィリピンにおいて生活に困難を抱える人々のニーズに応えるとともに、貧しい人々が自らの力で集団的に問題を解決する力を身につける(集団的エンパワメント)ための事業を実施している。アクセスは、アクセスが目指している「貧しい人々自身の組織」(People's Organization = PO) を、次の６つの特徴を兼ね備えたものだと定義している。

『1. 民主主義を実践する力、2. 事業を運営する力、3. コミュニティー内のより貧しく、より抑圧されている人々を優先することのできる力、4. コミュニティーの内外を問わず、人権・戦争（支配者による暴力的支配）という諸問題に取り組むことのできる力、5. 他のコミュニティー・他の地域・他の国の民衆の貧困・人権・戦争（支配者による暴力的支配）への取り組みに開かれ、連帯することのできる力、6. 地方や中央政府と交渉し、場合によっては闘うことのできる力』(2010-2011 年次報告書、p. 6 から)。

アクセスは､「日本とアジアの市民の相互交流や支援をすすめ、アジアにおける市民のネットワークを広げていくことを通じて、貧困のない、基本的人権の尊重された、平和なアジアをつくりあげることを目的とした国際協力 NGO です」と、その目的を示している。これらを実現するために、アクセスは会員からの会費収入、支援者からの寄付収入と、スタディーツアー等による事業収入を主な柱として、全体の活動を行っている。

アクセスでは、事業評価報告書を別途作成する必要のある助成金を多く獲得しているわけではなく、外部団体のために評価報告書を提出することはほとんどない。一方で、スタディーツアー参加者への説明や､理事会等の団体内部のレビュー等は定期的に行っており、2010-2011 年次報告書からは包括的な活動のレビューが行われていると言える。

これらの内容からは、アクセスが目指しているものや活動は「イスタンブール原則」の内容と親和性が高く、ほぼ８つの原則全てを網羅していると言える。一方で、これらの活動を実現するために試行錯誤を経て多くの労力をかけていることを団体として認識しているものの、裨益者や裨益コミュニティーへの全体的なインパクトを与えるレベルになるのは今後の課題と考えられる。

他方、アクセスの活動をより広く国民全体に普及して理解を促進していくためにどのような活動が行われているかについては、スタディーツアーを中心とした取り組みがあり、個々の参加者への手厚いケアの姿勢から、非常に質の高い取り組みが行われているものと表現できる。小中学校等での講演会を含め、個々人に対する高い啓蒙的な効果があることは想像に難くないが、より広くアドボカシーとして日本全国にアクセスの活動成果を示していく数の広がりを実現するのは、今後の課題と見られる。

インタビューの中では､「イスタンブール原則」の普及という本調査の目的に関し､「あらかじめ正しいものがあるとの前提で、フィリピン現地の貧しい住民たちやフィリピン人スタッフとの協働関係から、互いの違いや多様性を尊重しつつも共通の価値を生み出そうとするアクセスの試みを否定しているように見える」とアクセスの被調査者は指摘し、アクラ HLF 以降 CSO による開発効果の議論に参加してきたグループとそうでないグループ間の立場の違いを鋭く示した。それに対して調査者からは、本調査が CSO 間の分断を惹起することを目的としているのでなく NGO による活動の質の向上に貢献できる国際的イニシアチブをより良く利用することであることを説明し、一定の理解を得たものと考えられる。アクセスによる懸念は、特に国際的な議論に対して我が国 NGO が感じていると思われる典

型的な考えであると見られ、本研究会で原則に関する普及、啓発に取り組む際には、このような考え方に対して十分な配慮を行っていく必要があるものと考えられる。

以上のように、アクセスとしては既に「イスタンブール原則」で示された内容と高い親和性を持つ活動を行っているが、「イスタンブール宣言」の普及という本調査の考え方自体に疑義を呈した。調査者は、「イスタンブール原則」の普及を当然の議論とするのでなく、あくまで我が国 NGO の行う事業の質的向上に役立つものとして捉えるべきだと考える。その文脈の中で、現場活動の情報開示を何らかの公的支援によって促進することで、NGO の事業の質を高めることに効果があると考えられる。現場活動についての情報は、NGO 団体としての広報や単なるアカウンタビリティを超えて、広く開発を行う人々に役立つ情報であり、更なる開発援助の方法論の質的向上に貢献する。従って、NGO の活動の成果を日本国内や世界に広めていくために追加的な外部支援を行うことが可能となれば、「イスタンブール原則」をはじめとした国際的な議論と我が国 NGO による活動の関係性もより明確に認識できるようになり、我が国 NGO にとっても世界の NGO/CSO にとっても貢献するものとなると考えられる。

【アジア保健研修所】

アジア保健研修所（以下、AHI）は、JANIC による援助効果・開発効果の国内会合等に早くから参加している団体であり、本調査の目的とする内容については既に一定程度の理解を持っていると言える。団体としては、中程度の規模に分類される団体である。

AHI は、主にアジア諸国で保健関係に従事する現地の人々や日本の関係者に対して、医療従事者向けや開発従事者向けの研修を提供している、愛知県の名古屋市近郊に本部を持つ団体である。AHI は「「自立のための分かち合い」「人びとから人びとへ」をモットーとし、アジアの人びとの健康の増進、福祉の向上に寄与することを目的」としている。

AHI では、団体全体としての活動の見直しや関係団体とのパートナーシップ評価を含め、様々なレベルでの評価やレビューを行っており、事業運営に役立てている。評価の指標については、質的なものが多く、AHI の活動が研修を中心としたものであることを反映していると見られる。

AHI が重要視する価値は、答えが無く誰も教えられないような事柄について、そこに住む人びとが自ら考えて解決策を見いだすことを促すことだとする。従って、「イスタンブール原則」の「7. 知識を創出、共有し、相互学習に関与する」という原則は、AHI の価値と非常に類似したものだと考えられる。AHI の自己評価では、「イスタンブール原則」の各原則について、強く関連するかそうでないかの濃淡があると感じながらも、環境に関する原則を除いて（AHI では環境の持続可能性について特にフォーカスしていない）、多くの原則と価値観を共有していると感じている。AHI の団体としての価値は、大げさに提示するというよりは、全体の活動の中で関係者が理解できるような方法をとっているとのこと。

「イスタンブール原則」実施のためのツールキットについて、AHI は有用なものとして捉えており、まずは AHI が重要視している価値観についてツールキットを利用して「イスタンブール原則」と比較し、その成果を元に徐々に 8 項目全体について確認作業を拡大していきたいとのこと。AHI 自身の活動の質向上について、またパートナー団体との関係性向上においても「イスタンブール原則」は有効なものだと認識しており、今後積極的に活用していきたいとの方向性を示した。

【日本国際ボランティアセンター】

日本国際ボランティアセンター（以下、JVC）は、JANIC による援助効果・開発効果の国内会合等に早くから参加している団体で、本調査の目的とする内容については既に一定程度の理解を持っていると言える。規模的には中規模から大規模団体の間に分類され、団体としては我が国 NGO の草分け的な団体である。

JVC は、アジア、アフリカ、中東の各国において、人びとが貧困や飢えから解放されて、自立した生活をしていけるよう支援を行っている。また政策提言活動にも積極的で、多くの提言を行っている。

JVC の事業評価は、団体の著書の中でも明らかにされているように、非常にオープンな形で議論され、成功だけでなく失敗からも積極的に学んでいく姿勢が強い。それを可能としているものが、JVC が独自に設定しているプロジェクト評価ガイドラインだと考えられる。達成したもの、インパクト、持続性、妥当性、プロセス、参加度、公正さ・透明性、インプットの効率性の８点について評価する内容になっており、参加度や公正さ・透明性といった点は特に NGO らしい観点と言えるもので、政府が行う評価とは異なる付加価値を示している。

更に JVC の評価活動の質を高めているものが、「JVC の行動基準」の存在と言える。内容的には、「１：地域独自の知恵と多様な文化（の尊重）」「２：自然環境の保全と在来資源の地域利用」「３：活動への人々の主体的な参加」「４：人々の持つ多様な可能性の開発」「５：依存を生まない対等なパートナーシップ」「６：女性と男性の対等な参画」となっており、これらは「イスタンブール原則」とほとんど重なる内容となっている。JVC は、これらを、プロジェクトの承認基準の重要な基準としており、「イスタンブール原則」が目指している NGO の在り方を既に実現していると考えられる。「イスタンブール原則」のツールキットとの比較を行った場合には、その適用の具体的方法論においては異なるものがあると考えられるが、一 NGO による「イスタンブール原則」適用の具体例であることは間違いない。むしろ、積極的に JVC の経験をシェアすることによって、我が国 NGO が事業活動の質を高めていくことに貢献できるものと考えられる。

JVC の政策提言活動は、JVC が重視する価値を社会一般に広げていくための方法の一つであり、JVC の事業活動の説明会等と併せて重要な機会になっている。

インタビューの中で出た議論としては、我が国 NGO や一般国民にとって RBA（人権アプローチ）の名称については、より日本語の語感や理解に適した名前を考えていく必要があるのではないかとの意見が出された。

【プラン・ジャパン】

プラン・ジャパンは、JANIC による援助効果・開発効果の国内会合等に早くから参加している団体で、本調査の目的とする内容については既に一定程度の理解を持っていると言える。規模的には大規模団体に分類される。団体としては国際 NGO であり、他国のプランと連携しながら活動を行っている。

プラン・ジャパンは、スポンサーシップ・プログラムを中心としつつ、途上国の子どもが抱える諸問題に取り組むための様々な活動を行っている。プラン・ジャパンの活動は、世界各国のプランが全体（以下、プラン・グローバル）として設定する活動計画や戦略と連携して実施しており、評価活動の仕組みもプラン・グローバルにおいて設定されたものを利用している。

活動計画策定と評価システムについては、PALS（Programme Accountability and Learning

System）と、MER（Monitoring and Evaluation Research）という仕組みがあり、それぞれ活動計画作りと評価に利用されている。活動計画は、CSP（Country Strategic Plan）と呼ばれる各国ごとの5ヵ年計画と、ユニット毎に策定される1年計画と5ヵ年計画に従って実施される。また、活動の評価は、毎年のレビュー（Annual Participatory Programme Review）と、5 年ごとに行われる外部評価（Country Strategy Evaluation)、そして支援対象地域・コミュニティーの代表者が参加して行われる四半期毎の共同評価がある。プラン全体としては、3年に一度、Global Effective Report という評価報告において団体全体としての評価を行っている。このように、活動単位から国レベル、またプラン・グローバル全体としての評価を実施している。

プラン・ジャパンは、プラン・グローバルが1994年から子どもの権利ベースの考え方に基づいた開発アプローチを提唱してきたことから、RBA を含んでいる「イスタンブール原則」を自団体の価値や理念との親和性が極めて高いものとして認識している。同時に、政府・国際機関・一般市民等の外部の関係者や人々に対して積極的にプラン・グローバルの哲学・価値を普及することが重要だと認識している。プラン・ジャパンでは、これまでも数多くのメディアを通じたプランの価値の普及を図ってきており、現在も子どもの教育についてのキャンペーンを継続している。また、MDGs 等のキャンペーンにも、他団体と協力を行いながら積極的に関与しており、今回調査した団体の中では、団体の理念や価値について市民に普及するアドボカシー活動について積極的な団体だと言える。ただし、一般市民にアドボカシーする内容については、受け取る側の誤解を招かないように、テーマや伝え方等について慎重な検討を重ねた上で実施しているとのことである。

インタビューを通じて、プラン・グローバルが知識の普及や開発アプローチの改善に極めて熱心であると見受けられた。プラン・ジャパンとしては、プラン・グローバルとしての理念や価値は決して変わることのないものであるとしながらも、活動を行っていくための方法論は日々進化するものであり、それについての積極果敢な学びを継続していく必要があると理解している。このような背景から、開発のためのアプローチについても常により高い成果や効果を目指していると言えよう。

一方で、RBA の概念は一般の人々に容易に理解されるものでないことも認識しており、スタッフへの継続的な学習機会の提供はもちろん、支援者や市民に対する啓蒙普及活動ではより注意をはらった内容にする必要があると考えているとのことである。

【IV-Japan】

埼玉県に本部事務所を設置する IV-Japan は、JANIC による援助効果・開発効果に関する国内会合等には参加したことがなく、本調査によって初めて CSO 開発効果の議論と接点を持った団体である。団体の規模としては、中小規模の国際協力 NGO に分類される団体。

IV-Japan は、ラオス及びタイにおいて貧困層の若者達に職業訓練を中心とした学習機会を提供する事業を行っている。特に国際 NGO が活動するための条件が厳しいラオスにおいて、安定した活動を長年に渡って継続している。IV-Japan は、ウェブに掲載している団体の目的の中で、「この法人は、地球上のすべての人々が違いを超えて共生することを願い、特にアジアの人々に対し国際協力活動を行い、心と経済両面での自立を促進し、平和で民主的な社会の実現に寄与すると同時に、日本人の開発教育の促進にも寄与することを目的とする」と述べている。「イスタンブール原則」の観点からこの目的を見ると、複数の原則をカバーしていることが分かり、日本の国際協力 NGO として「イスタンブール原則」を意識するしないに関わらず、一定程度の親和性があると言えよう。

IV-Japan の事業評価は、主に日本政府や国際協力機構等の関係団体からの助成金、補助金に関係する評価活動が中心となっている。事業評価は質的な面での評価が中心となっている。これとは別に、企業の経営的観点で行う経営評価をトライアルで行った経験があるとのことだが、経営的な観点での課題が多く浮き彫りになったために、その後、経営的な改善を開始したという。

IV-Japan の理念や価値観を一般市民に普及していくアドボカシー活動に関しては、特に金銭的な支援者となる会員の拡充という観点で積極的に行っているわけではないが、既存の支援者のつながりの拡大の中で行われている。現実的には、広報的な活動を行う人材や資金等が十分でないために、積極的な普及活動が行えない状況にあると言える。一方で、NHK のラジオ放送で定期的にラオスの状況について報告する機会があり、番組聴取者数は 200 万人と言われている中で、将来的な支援者増大の可能性は高いと言える。

インタビューを通じて理解されたことは、人権の観点で困難な状況下で貧困者の支援活動を行う場合においては、国際協力 NGO として人権等の理念的な側面でのアドボカシーを強調しない選択もあり得るということである。自団体が活動すべき領域を見据え、貧困者の直接的救済を目指す活動の場合には、「イスタンブール原則」での社会正義や人権といった側面を強調し過ぎない形での活動が必要な場合もあると考えられる。それらは、各団体の現場における必要性の中で判断されることであり、国際協力 NGO としてのプロフェッショナルな姿勢と相反するものでは必ずしもない。これらの状況について、国際協力 NGO による広範な議論が継続される必要はあるが、各団体による実際の判断が最も尊重されるべきであることは言うまでも無い。

【エイズ孤児支援 NGO・PLAS】

エイズ孤児支援 NGO・PLAS（以下 PLAS）は、東京都品川区に本部事務所を設置しており、JANIC による援助効果・開発効果に関する国内会合等には参加したことがなく、本調査によって初めてこの議論と接点を持った団体である。団体の規模としては、中小規模の国際協力 NGO に分類される団体。

PLAS は、主にアフリカにおける HIV 陽性者やエイズ患者とその家族を支援しており、学校建設や、農村での生活環境の改善、エイズ予防教育といった各種活動に取り組んでいる。

PLAS の評価については、活動の状況と進捗について確認することを主な目的として行っている。評価は、参加型手法を取り入れて行っており、達成度合いや副次的な成果があるかどうか等を確認している。また、行政との関係等、パートナーシップの在り方についてもレビューしている。

アドボカシー活動は、広報の一環として毎月 30 人ほどの一般市民向けイベントや、年 2 回のキャンペーン（5 月 7 日のエイズ孤児デーキャンペーンと、12 月 1 日の世界エイズデーキャンペーン）を通じて行っている。それぞれ、民間団体の協力を獲得しており、また世界銀行東京事務所から会場提供等の支援を受けている。

「イスタンブール原則」の観点から PLAS の活動を概観すると、HIV 陽性者やエイズ患者とその家族の生活支援やアドボカシー活動を積極的に展開しているところから、社会正義や人権、人々のエンパワーメントや民主的オーナーシップ等の原則との高い親和性がある。また、住民参加型での評価活動を行っていることは行政とのパートナーシップを重視している観点からも、「イスタンブール原則」の複数の原則をカバーしていることは明らかである。

一方、HIV/AIDS に関する広報活動を重要な活動の一部として展開しているが、人材不足

や資金不足といった状況の中で、自団体の資金的支援者を増大していくところまでその広報活動を拡大するのはまだ不十分であるという。このような中では、アフリカにおけるHIV陽性者やエイズ患者とその家族を取り巻く状況という、一般の日本社会にとってほとんど知られていない貴重な情報を持つPLASは、日本社会全体にとって極めて重要な貢献を果たせる可能性が高い。従って、政府や行政等からPLASの活動について広報を行うための公的支援を受けることは、社会的な公益性が非常に高いと考えられる。PLASとのインタビューにおいても、広報活動への公的支援が受けられれば、より多くの一般市民へ情報提供が可能になるだろうとの見解を得た。

PLAS の担当者からは、「イスタンブール原則」について積極的に学びたいと考えつつ、なかなかそのために時間が割けない現状があるとの指摘を受けた。それと同時に、他の重要な国際的な概念、例えば「リオ+20」「ISO」「スフィア・スタンダード」「HAP」等の概念を「イスタンブール原則」と同様に情報提供してもらえる機会があるならば、自団体にとって非常に有用な場となるので、そのような機会が提供されるならば積極的に参加したいとの指摘を受けた。

（３）調査結果総論

本調査から示唆される日本のNGOにイスタンブール原則を普及していく上で考慮すべき点、課題点は以下の通りである。

【イスタンブール原則は自明か？】

「イスタンブール原則」は、近年の市民社会組織（CSOs）による国際的議論の過程で生み出された重要な原則であるが、今回の調査から明らかになった点は、各団体の多くにとってその重要性は必ずしも自明ではないということである。国内NGO団体にとって、多くの多様なアクターが関与し往々にして概念的な内容になりがちな国際的な議論よりも、途上国の現場で自団体が直面している個別かつ具体的な状況に最も良く対処するべきであると認識していると見られるからである。このような姿勢は、限られた資源を効果的に利用しなければならないNGOとしては当然かつ正当な態度である。このような状況下で、「イスタンブール原則」を特に取り上げてその重要性のみを国内NGOに普及しようとする場合、そのような情報を積極的に吸収したいと考える国内NGOはあまり多く存在しないと言わざるを得ない。

【イスタンブール原則自体は普遍的か？】

一方、本調査から理解された重要なポイントとして、各団体は「イスタンブール原則」で示された内容を実態としてはほぼ網羅しているという点が挙げられる。各団体が公開している自団体の理念や活動指針等を「イスタンブール原則」と簡易に比較したが、中小規模のNGOでも大規模なNGOであっても、ほぼ全ての団体において「イスタンブール原則」で示されている点は大部分網羅されていることが確認された。自団体の理念や活動指針は、団体によって文書化されていないこともあるが、本調査のインタビューから各団体が実際に目指しているところを推し量ってみれば、同様に「イスタンブール原則」で示されている点は大部分カバーされていると考えられる。人権の尊重、人々のエンパワーメント、アカウンタビリティの遵守、公平なパートナーシップ、相互学習の促進、プラスの持続的変化の実現に寄与する、といった原則が、今回調査したほぼ全ての団体において実践されていた。JVC やプラン・ジャパンのように、職員が自団体の理念や価値をより良く理解して

プロジェクトの実施に役立てるために別に理念を文書化している団体もあれば、特に理念等を文書化していないものの、インタビューから明らかにこれら「イスタンブール原則」の内容を実際の活動の中で重視していると理解される団体もあった。

【個々の NGO の理念や価値の普及を行っているか？】

他方で、主に日本の中小 NGO においては、自団体の活動の普遍的な価値や意義を主張することや、自団体の活動の中身を日本全国あるいは世界に広めようという指向はあまり見られない。これらの活動をここでは「アドボカシー活動」と呼ぶこととするが、このアドボカシー活動を日本の中小 NGO は二次的あるいは副次的な活動として認識していると見られる。JVC のように、自団体の活動について定期的に出版物を発行して活動全体としてのレビューを公開している団体や、プラン・ジャパンのように自団体の宣伝を含めたアドボカシー活動を実践している団体もあるが、中小規模の団体でそのようなアドボカシー活動は行われていない。その理由の一つとして考えられることは、日本の学校教育を始めとした公的な機会において開発教育がほとんど行われおらず貧困問題等の途上国に関する議論を受け入れる素地が社会的に不十分なために、中小 NGO がアドボカシー活動を効果的に行うためのコストがかなり高いと見られることである。そのため、十分な資源の余裕がないほとんどの中小 NGO では、結果としてアドボカシー活動を行わないとの選択をしていると考えられる。但しこれは、日本の中小 NGO が自団体の活動実施のうえでの理念や価値等を持っていないことを意味しているわけでは決して無く、上でも指摘したようにむしろ豊かな理念や価値、そして伝えるべき活動内容を豊富に持っている。

【課題：アドボカシー活動の不足と、質を高めるための技術習得の不足】

今回の調査から浮かび上がってきた課題は次の 2 つである。1 つは、主に中小 NGO においては、各団体が持っている理念や価値、そして伝えるべき活動を、言語化する作業を行うための人材や時間等の資源が決定的に不足しているという点である。また二つ目の課題は、時代が変わっても不変であり続ける基礎的な理念や価値と、活動の質を上げるために日々進化・改善していくべき技術的な事柄を、多くの国内 NGO は適切に区別していない可能性があるということである。そのために、国際的な議論を「日和見的」や「一次的な流行」といった言葉で括ってしまい、常に改善・改良し続けるべき活動実施のための技術的方法論を十分に改善できていない可能性がある。

同時に本調査で理解されたポイントとしては、日本の中小 NGO は自らの団体を資金的に支援するサポーターを増やすための活動について積極的ではないと見受けられる点が挙げられる。NGO のサポーターは、その NGO が途上国で実施する活動の価値や意義を理解したうえで、そのような活動を行う NGO を資金的に支援することでサポーター自身の社会的な役割や責任を満たすことができると感じて資金援助を行うと考えられる。従って、NGO の財政基盤を強化することと、NGO の理念・価値・活動を広く社会に伝えていくことは、相互補完的な関係にあると言えよう。しかしながら、一部の大手 NGO を除いて、ほとんどの中小 NGO では、主に資金不足のために自団体の理念・価値・活動について広く国民一般に広める活動を十分に行うことができない。本来、途上国で貧困が何故起こるのか等について理解する開発教育は行政が実施すべきものであるが、我が国の学校教育において開発教育はほとんど行われていない状況である。我が国 NGO は、政府が行う ODA の広報活動と開発教育は異なるものだと主張しており、むしろ、NGO が行っている活動を広く国民に提供

することが本来の開発教育の普及に大きく貢献するものと考えられる。

【提案：「イスタンブール原則」の名には拘らず、広く質の向上を目指すべき】

従って、「イスタンブール原則」の日本国内への普及を効果的・効率的に行う具体的方法を考えるならば、新たな知識や情報の吸収のために必要な職員数や資金的な資源が極めて限られている国内NGOにとって魅力あるものとすることを第一の条件とする必要がある。そのためにむしろ、「イスタンブール原則」という言葉を全面には出さず、NGOの事業活動の質を高めて開発効果を向上させるための具体的方法論の共有といった形での打ち出しが必要である。そして、その参考情報として「イスタンブール原則」「リオ+20」「ISO」「スフィア・スタンダード」「HAP」等の概念を学ぶ機会を提供するという方法を取ることで、国内NGOにとってより魅力ある学びの機会となり、本調査によって求めていた「イスタンブール原則のより効果的な普及」が適切に実現されるものと考えられる。

（4） まとめ

本調査によって理解されたように、我が国NGOは、「イスタンブール原則」に代表されるようなNGOの理念や価値を社会一般に対して伝える活動を実施するための人材・資金・時間といったリソースが不足していると見られる。そのため、NGO の現場活動との直接的・短期的関係が薄いと見られる「イスタンブール原則」等の国際的議論への日本のNGOの関心は当然ながら薄い。それは同時に、自団体の活動を広く社会に伝え、その意義や価値を一般国民に普及する活動も十分に行うことができていないこととも表裏一体の関係にあり、それは自団体の活動を資金的に支える支援者の獲得も不十分であることにつながっている。その一方で、行政による開発教育も進んでいないことから、NGO の理念・価値・活動の言語化を支援すると共に、それらを広く社会に伝えていく活動を、行政が支援していく必要があると考えられる。そこで本調査報告書は、「イスタンブール原則」をより効果的・効率的に普及していくための方法論として、次の3点を提案する。1つは、「イスタンブール原則」をより効果的に普及するために、今後の普及活動の中で「イスタンブール原則」自体を全面に押し出さず、NGO の事業の質をより高める具体的な情報を提供し、議論の場を設けるということを中心にする必要がある。その内容は、あくまで具体的にすべきであり、具体例を示す必要がある。そのとき付随的に、他の重要な国際的な概念、例えば「リオ+20」「ISO」「スフィア・スタンダード」「HAP」等の概念と同列に扱うことで、我が国NGO関係者の多くにとって「イスタンブール原則」が相対化されて受け入れられやすい説明方法を採用することを提案する。

国内調査報告、以上

４－３．カンボジア調査　（調査責任者および執筆者：山口　誠史、堀内　葵）

４－３－１．調査概要

・本調査は「イスタンブール原則」の日本における普及にあたり、海外の先進事例を調査し、その特徴を見極めることによって、効果的な方法を模索するために行われた。
・調査対象は、2011年にCSOによる開発効果に関する国際会議である「CSO開発効果オープンフォーラム第2回世界大会」（以下、シェムリアップ会合）が開催されたカンボジアのCSOとした。国際協力に取り組むカンボジアのネットワークNGO2団体、現地でのプロ

ジェクトを実施するカンボジア NGO2 団体、日本の NGO1 団体、国際 NGO1 団体の 6 団体である。

４－３－２．調査の経緯

今回の調査国にカンボジアを選出した理由は次に述べる 2 点である。第 1 にカンボジアでは、オープンフォーラムにおける CSO 開発効果議論が開始される前から、独自のツールが開発され、CSO の活動の質を高める活動が活発に行われていたこと。第 2 に、カンボジアは「CSO 開発効果オープンフォーラム第 2 回世界大会」のホスト国として、オープンフォーラムにおける国際的な CSO 開発効果議論プロセスにおいて大きなリーダーシップを果たした国であること。

本調査では、カンボジアの CSO にイスタンブール原則をどのように理解し、どのように普及させているか、また、独自のツールキットの有無などを尋ね、開発効果全般の議論について調査することにより、カンボジア国内での課題とそれを日本での文脈と比較することでより効果的な普及方法を探ることを目的とし、実施することとした。

４－３－３．調査内容

・ 調査団体

本調査における調査対象は、1）カンボジアのネットワーク NGO、2）カンボジアの実施系 NGO、3）国際 NGO（日本、その他）のに大別される。まず、1）カンボジアのネットワーク NGO については、前述の第 2 回オープンフォーラム世界大会開催時に積極的な役割を果たした Cooperation Committee for Cambodia（以下、CCC）と、開発 NGO のネットワーク組織である NGO Forum on Cambodia（以下、NGO Forum）の 2 団体が候補に挙がった。前者についてはカンボジアのローカル NGO の紹介も依頼し、カンボジア市民社会の声を広く聞き出すことを意図した。後者については団体の事情から対面調査が実施できなかったため、後日書面による回答を得た。

カンボジアのローカル NGO の選定にあたっては、CCC に協力を依頼し、イスタンブール原則のうち、原則 1「人権と社会的正義の尊重」、原則 3「女性と少女の権利推進およびジェンダー平等・公平の実現」、および原則 6「公平なパートナーシップと連携」に焦点を当て、それぞれに特化した活動に取り組む団体を紹介していただいた。

また、ローカル NGO だけでなく国際協力 NGO の意見も聴取するため、日本の国際協力 NGO としてカンボジアで 20 年以上活動を続けている日本国際ボランティアセンター(JVC)と、ローカル NGO とパートナーを組んでプロジェクトを実施している Save the Children Cambodia を調査することとした。また、当初予定になかったが、JICA カンボジア事務所の職員と意見交換する場を持つことができたため、インタビュー結果に加えた。

これらの団体には、事前にイスタンブール原則への取り組みや普及方法、自身の団体の活動との関連性などについて質問票（別添資料①）を送付し、現地で対面のインタビューを行った。

【調査対象団体】

1. Cooperation Committee for Cambodia (CCC)
2. NGO Forum on Cambodia (NGO Forum)
3. Gender and Development for Cambodia (GADC)

4. Life with Dignity (LWD)
5. Women Organization for Modern Economy and Nursery (WOMEN)
6. Save the Children Cambodia (SCC)
7. 日本国際ボランティアセンター　カンボジア事務所（JVC）

※5 の WOMEN は、SCC のパートナー団体であり、SCC の事業地訪問の際にインタビューに協力いただいた。

・各団体への調査結果

【ネットワーク NGO】

・CCC（Cooperation Committee for Cambodia）
・NGO Forum on Cambodia

■団体概要：

・CCC：
開発全般に関わるカンボジア国内および国際 NGO のネットワーク組織。200 あまりの団体や機関が参加している。1990 年設立。

・NGO Forum on Cambodia：
カンボジア国内外の開発に関する条件に変化をもたらすことを目的とするネットワーク NGO。以下の 4 つのプログラムを実施し、政策提言や問題提起を行っている。コア・プログラム（メンバー会合を実施し、ガバナンス、管理面に関する支援を行う）、開発イシュー・プログラム（ジェンダーや貿易・経済開発プロジェクトに関する準備・モニタリング、政策提言、カンボジアの貧困削減戦略ペーパーのモニタリングなど）、環境プログラム（環境問題や保護、農薬削減、持続可能な農業、メコン川流域でのダム開発の影響に関する気づきを深めるなど）。1980 年代に設立。

■CCC への聞き取り調査結果：

・CCC は開発効果の議論やイスタンブール原則を NGO にとって重要なイシューとして普及させることが必要と考えており、NGO 向けのセミナーや報告会を開催している。2011 年の釜山ハイレベルフォーラム終了から10日後には第1回ナショナルコンサルテーションとして報告会を開催した。また、本インタビューの 1 週間後には第 2 回ナショナルコンサルテーションを開催する予定である。

・CCC は、イスタンブール原則のうち、原則 5）説明責任と透明性、原則 7）パートナーシップ、原則 8）知識創出を重視している。この 3 つを選んだ理由は、カンボジアの文脈で最も重要だと思われるため。汚職がはびこる援助の世界では原則５に取り組まねばならないし、原則７は援助をする側と受ける側の対等性についてのものであるから。

・ CCC は、Governance Hub Program（GHP: NGO セクターにおけるグッド・ガバナンスの実践過程で、他の開発アクターからの助言や期待に効果的に応えることを目的に開発されたプログラム。透明性の確保や情報公開、権利に基づくアプローチの実践など、イスタンブール原則にも含まれる要素を NGO 自身が実践するためのツールとして機能してい

る）と、それを支える認証制度である NGO Good Practice Project（NGO GPP、但し、2010 年に Governance & Professional Practice と名称変更）の普及に取り組むことと合わせてイスタンブール原則の普及を図っている。

・NGO GPP は 2004 年から運用始まった NGO の能力向上とアカウンタビリティ改善のツールであり、CCC に加盟していない団体も含むカンボジアの NGO への普及に努めている。147 の CCC 加盟 NGO のうち 35 団体が取得済み。GPP には 24 のスタンダードがあり、NGO のパフォーマンスやガバナンスを図る合計 95 のインディケーターがある。3 つの独立監査委員会がある。当初は取得にかかる費用は無料だったが、制度の持続性の観点から現在は１団体につき 20 ドルの料金を取ることにした。GPP は、元々CCC のプロジェクトであったが、2015 年までに独立させる方針である。GPP はイスタンブール原則の 5、6、7 と関連している。

・イスタンブール原則よりも前に GPP は作られており、イスタンブール原則の項目は GPP に含まれているので、イスタンブール原則ができたからといって GPP を変更するわけではない。GPP はガバナンス、アカウンタビリティ、透明性に特化したツールである。我々の目的は、サービス提供型 NGO だけでなく、カンボジアで活動する NGO すべて（約 5000）に GPP を取得してもらうこと。

・CCC の活動はすべて開発効果の議論に即して行われている。CCC には開発、人権、ジェンダー、環境などそれぞれの分野に特化した NGO が参加している。なぜ NGO は説明責任を果たさなければならないのか、透明性を確保しなければならないのか、と問われれば、すべて開発効果の話をする。GPP はエントリーポイントである。ただし、イスタンブール原則はリソースや相互作用を生み出すツールが欠けている。現在、3 つの原則にしか取り組んでいないので、議論をリードする NGO を選んで音頭を取ってもらいたい。現状のアドボカシー・ツールキットは概念的過ぎて、ワークショップで使用するためには手を加えなければならないと感じている。現在、政府はシェムリアップ合意を支援しようという機運にあるので、この機会を活用して NGO へ普及させていきたい。

・現在の世界は変化の時期に来ている。北側諸国・NGO は資金面、財政面で困難を抱えている。Better Aid も Open Forum も我々も、自分たちで活動をファイナンスできるかどうかが問われている。ポスト釜山の内容が固まれば、北側 NGO が果たすべき役割が明確になるだろう。いまはまだ流動期である。

・CCC の強みは調整能力、経験の共有、相互の学びなど。成功事例としてはカンボジア政府が提出した NGO 法を阻止したことが挙げられる。我々には解決策があるということを人々が認識している。アカウンタビリティを主導していることも強みである。

・CCC とカンボジア政府は協調関係にある。ただし、「良い関係」ではない。CCC は時には政策に反対することもある。我々は「フェンスの上に立つ」という立場だ。政府が良い政策をすれば褒め、逆であれば批判する。我々は道路に出て戦うという性格ではない。4 つの政府機関が NGO を管轄しているが、我々はそのすべてと関係が深い。カンボジアでは 2012 年に地方選挙、2013 年に総選挙があるため、その結果を待って、NGO 法に関する

動きがあるだろう。

・シェムリアップ会合の評価について、最も大きな成果は、カンボジア政府がシェムリアップ合意を承認したことだと考えている。ドナーがカンボジアの CSO が開発効果の議論に積極的に参加していることを認めたこと。また、シェムリアップの後、釜山までに議論が盛り上がったことも評価している。

・政策環境（enabling environment）について、NGO 法阻止のための連携が大きな事例。そのほかに、ドナー、政府との交渉もある。政府の政策が多くの人々に向けて実施されるのに対して、NGO がどのように声を上げていけるかどうか。言論の自由、ソーシャルメディアなどを使ってどのように声を届けられるかどうか。また、ASEAN 諸国での言論の自由や人権の基準がグローバルな基準を下回るような宣言がなされる、ということを信頼できる情報源から得ている。

・団体として RBA（人権に基づくアプローチ）に取り組んでいるわけではないが、多くの団体が RBA に取り組んでいる。とても重要な概念だと感じているが、カンボジア政府はまったく好みではないようだ。

・10 年後のカンボジア社会について、サービス提供に関しては政府が果たす役割が大きくなり、相対的に NGO がすべきことが減っていくだろう。NGO の役割は周縁化された人々にサービスが届くように政策監視をすることと政策提言である。カンボジア政府は国連安保理の非常任理事国になろうとしているが、私はそれが正しい選択だとは思わない。カンボジア国内で石油が本当に見つかれば 2040 年までは資金が保てる。ただし、そうなるとカンボジア政府は中国以外のドナーをすべて断るだろう。政治的意思が重要であることは言うまでもない。実を言うと、将来の見通しは良くない。社会的変革は時間がかかる。

■NGO Forum on Cambodia からの書面回答の要約は以下の通り：

・釜山ハイレベルフォーラム以降、2 回の研修ワークショップを実施した。うち 1 回は「Management of ODA in Cambodia」と題し、ガバナンス、横断的課題、人間開発、天然資源管理、国家計画、民主主義・法制度改革、農村開発などの分野で活動する NGO が参加した。
・2012 年 8 月には CCC と協力し、「Promoting Governance and Partnership for Development Effectiveness」と題したマルチステークホルダーでの国内会合を実施した。会合には全国 24 州から CSO が参加し、カンボジア復興開発評議会（the Cambodian Rehabilitation and Development Board / CRDB）やカンボジア開発委員会（Council for the Development of Cambodia / CDC）や国連開発計画（UNDP）、アジア開発銀国（ADB）、スウェーデン国際開発庁（SIDA）らも参加した。会合では、Open Forum が釜山ハイレベルフォーラムに向けて発表した「CSO Key Asks 」に照らし、カンボジア政府と国連開発計画がそれらに対し受容的であり、より積極的に戦略をもって釜山・アクラ・パリでの合意文書へのコミットメントを求めるとの提言を行った。
・CCC が進めている GPP はカンボジアの NGO にとって良い取り組みであると感じている。

これはイスタンブール原則よりも前に先行して実施されているものであるが、CSO の開発効果という世界的な議論に NGO Forum が参加しているという点では良い動きである。NGO Forumha、NGO 間でネットワークを組み、アドバイスを行ったり研修を行ったりする役割を担える一方で、政府との関係については政策環境の点で影響を及ぼすことはかなり難しいと感じている。草の根レベルでの声をハイレベルでの政策に反映させるためには多くのプロセスを踏まねばならない。

【ローカル NGO】

・Gender and Development for Cambodia (GADC)
・Life with Dignity (LWD)
・Women Organization for Modern Economy and Nursery (WOMEN)

■団体概要

・Gender and Development for Cambodia (GADC):
カンボジアの社会、経済、政治にとってジェンダー平等を普遍的人権として位置付けるために活動する NGO。2000 年設立。

・Life with Dignity (LWD):
ルター派教会により設立された社会開発プログラムや住民・コミュニティの所得向上プログラム・農業などの研修を実施する NGO。前身団体は 1979 年設立、2011 年に現地法人化。

・Women Organization for Modern Economy and Nursery (WOMEN):
プレイベン州で住民への小規模資金貸付プログラムを Save the Children Cambodia と共同で実施する NGO。設立年不明。

■調査結果:

・各ローカル NGO は、それぞれの団体が掲げるミッションに適応する原則については、当然のことながら非常に熱心。イスタンブール原則や開発効果の議論については、しっかり認識してスタッフにも共有している NGO もあれば (LWD)、あまり知らない (GADC) という NGO もある。

・各団体の専門性を活かして (GAD はジェンダー、LWD は人権アプローチ、WOMEN はジェンダーと母子保健) イスタンブール原則に述べられる要素に関連する内容のツールやカリキュラムを開発し、研修を実施している。研修の多くは、イスタンブール原則ができる以前から実施されているものであり、その意味で直接的に原則の普及や浸透を狙って設計されたものではないが、原則で述べられる要素の実践を促進する上で大きく貢献している。

・CCC が開発したアカウンタビリティ普及のツールである GPP は、ローカル NGO にも認識されており、今回調査した団体の中にも既に認証を取得済みという団体や、現在認証の手続きを進めているという団体もあった。しかし、GPP に対する評価については、良いシステムであると評価している団体がある一方、手続きに事務作業と時間がかかる (組

織規模や活動内容によって３ヶ月～１年程度かかる）ことが中小の NGO にとって負担になっていることを指摘する声もあった。GADC によれば、カンボジア国内では約 5000 の NGO が登録されており、そのうち約 1000 が活動中であるが、GPP の認証を取得したのはわずか 35 団体にすぎないとのこと。

【国際 NGO】

・Save the Children Cambodia（SCC）

■団体概要：すべての子どもが生存、保護、開発、参加の権利が保障される世界を目指して 1919 年に設立。世界 120 か国に姉妹団体を持つ国際 NGO。

■SCC への調査結果：

・SCC は開発効果の議論を非常に重要と考えている。国際 NGO として、ドナーおよび現地コミュニティに対して責任があるという意識が強い。

・イスタンブール原則は 8 原則全てが同等に重要だが、原則 5 の透明性とアカウンタビリティは政治に汚職が蔓延しているカンボジアの文脈において特に重要だと思われる。また、SCC としては原則 3（参加とオーナーシップ）を重視しており、この点については政府に対して強力な提言を行わなければならないと考えている。現在、カンボジア政府は NGO に懐疑的であり、NGO は建設的な意見を出さないと決めつける節がある。要因の 1 つには、政府側が NGO 活動を良く知らないということがある。NGO 間でも CSO 開発効果や原則についてさらに普及をすることで、NGO 自身もより効果的で、責任のある存在になるための努力を続ける必要がある。

・権利に基づくアプローチ（RBA）に関しては、能力強化が重要と考えている。パートナーにプロジェクトを内面化してもらうことが課題である。

・支援先のローカル NGO との関係については、平等なパートナー関係を築けていると思うが、実際は契約ベースである。パートナーの選定基準の 1 つは、SC の価値やミッションに共感していること。

【日本の NGO・政府機関】

・日本国際ボランティアセンター（JVC）カンボジア事務所、JVC 自動車技術学校
・JICA カンボジア事務所

■団体概要：

・JVC：
日本人スタッフが 3 名常駐し、現地コミュニティとの連絡や事業実施を担当している。現在の主なプロジェクトは以下の 4 つ。「生態系に配慮した農業による家族経営農家の生計改善」、「農業・農村開発に関する資料・情報センター」、「小学校を中心とした環境教育」、「技術学校（自動車整備士養成）」。1980 年代後半事務所開設。

・JICA カンボジア事務所：
教育、保健医療、水資源・防災、ガバナンス、平和構築、運輸交通など多岐にわたる開発プロジェクトを実施。1993 年事務所開設。

■JVC および JICA への調査結果：
・カンボジアで活動する日本の NGO は、全体的にアドボカシーやネットワークに関心が薄い。CCC に加盟している NGO も多くはなく、会合やイシュー別のワーキング・グループに出席している団体も少ないようである。

・今回唯一日本の NGO としてインタビューをした JVC は、CCC の会合への出席や第 2 回オープンフォーラム世界大会への出席など、アドボカシー、ネットワークに熱心であり、開発効果に関しても JVC 内部やカンボジアで活動する日本の NGO が作るネットワーク、JNNC を通して他の NGO に伝えようという意欲を持っている。

・JICA カンボジア事務所でインタビューに応じていただいた方からは、日本の NGO はとても質の高い仕事をきっちりとやっているにも関わらず、積極的なアピールをしていないことが残念との指摘があった。特に、政府と開発ドナーと CSO が一緒になって議論する場であるカンボジア開発評議会（The Council for the Development of Cambodia、CDC）のテクニカル・ワーキング・グループでは、欧米の NGO が積極的に自身の実績をアピールしているのに対し、日本の NGO のプレゼンスはほとんどない。こうした場で自身の活動実績をしっかり伝えていくことが必要ではないかとのこと。

・なお、今回インタビューをした団体も含む、複数の日本の NGO 関係者から、「ぜひ本部を巻き込んで開発効果の議論をリードしてほしい。必要な情報は現場から提供する」「日本で開催するワークショップをカンボジアでも開催してほしい。」といった意見が寄せられた。

・まとめと提言

１）カンボジア国内ではネットワーク NGO が中心となって各分野で開発効果を上げようという取り組みや議論が進んでいる。

２）既存の GPP という認証制度を利用し、イスタンブール原則を内包する重要な要素については網羅されており、イスタンブール原則だけを普及させるのではなく、カンボジア国内の事情に合った形で普及が進んでいる。

３）カンボジアで活動する日本の NGO は、国際的議論を適宜参照しつつ、現地の文脈に合わせて活動を展開する必要がある。そのためにも日本国内の NGO にイスタンブール原則を広めていくことは重要。

４）日本に本部を置く国際協力 NGO はアドボカシーを基幹事業のひとつとして位置付け、内外で積極的に取り組むべきである。特にプロジェクト現場において、サービス提供プロジェクトの実施だけでなく、アドボカシーおよびネットワーキングの強化をすべ

きである。

５）カンボジアでは個別の NGO が各々の専門性を活かして、CSO の開発効果に資するような研修を実施している。日本ではこれまで JANIC が中心となり、イスタンブール原則を総論的に紹介し、議論するという会合を重ねてきたが、各 NGO の持っている専門性を活かして、各原則に焦点を当てる形での研修を開催することで、団体間の相互学習も深まり、日本の NGO コミュニティ全体の底上げにつながると考えられる。

カンボジア調査報告、以上

４－４．第１回ワークショップ『効果的な活動を実践するためのヒント～開発効果”の議論から振り返る、日本のＮＧＯの活動～』

第１回専門家委員会での議論および、国内調査から得られた示唆をもとに関係者間でメールベースの意見交換を行った結果、第１回ワークショップは以下の３点を目的に企画、開催することとなった。

（１）CSO の開発効果議論を日本の NGO に広く周知すること
（２）「イスタンブール原則」をヒントに日本の NGO が客観的に自身の活動を振り返りより効果的な活動を実践するための方策を議論する場を提供すること
（３）（２）の議論を通して手引きや啓発パンフレット作成へのインプットを得ること

ワークショップの概要および発表・議論の要点は以下の通り：

（１）概要：

日時	２０１２年９月４日（火）１４：００－１８：３０
会場	前半）早稲田奉仕園アバコビル６Ｆスカイランウジ 後半）早稲田奉仕園６ＡＢ会議室
参加者数	マネージメントクラス、事業担当者など、ＮＧＯ関係者 計　37 名（21 団体）
講師/ ファシリテーター （50 音順）	1.　井上 団　（アーユス仏教国際協力ネットワーク） 2.　遠藤 衛　（国際協力ＮＧＯセンター　政策アドバイザー） 3.　大橋 正明（シャプラニール＝市民による海外協力の会　副代表理事） 4.　定松 栄一（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局次長） 5.　本田 朋子（国際協力ＮＧＯセンター　政策アドバイザー） 6.　三宅 隆史（シャンティ国際ボランティア会　アフガニスタン事務所長）
プログラム ※詳細は別添資料②を参照のこと	 第 1 部：JANIC 水澤　恵 「より効果的な開発の担い手となるために 世界の NGO が議論してきたこと」 第 2 部: JANIC　政策アドバイザー　遠藤 衛 「日本の NGO の現状 国内調査から見えてきたこと」 第 3 部: ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ：井上、遠藤、大橋、定松、本田、三宅、水澤 「グループディスカッション

	開発効果の議論をヒントに振り返る、日本の NGO の強みと弱み」 第 4 部: JANIC 事務局長　山口　誠史 「海外調査概要報告 カンボジア市民社会における開発効果向上の取り組み」

（２）発表・議論の要点：

第 1 部：より効果的な開発の担い手となるために ～世界のＮＧＯが議論してきたこと～

別添資料③に基づき、JANIC の水澤よりこれまでの議論プロセスと成果物の概要が共有された。本議論を初めて耳にする参加者が多く、質疑応答の時間には「援助効果」と「開発効果」という言葉の使い分け、また ODA 援助効果議論の変遷、新興国の関わり方、本議論に対する NGO の提言活動等について多くの質問が出された。

第 2 部：日本のＮＧＯの現状　～国内調査から見えてきたこと～

別添資料④に基づき、JANIC 政策アドバイザーであり本国内調査の責任者である遠藤より、日本の NGO の事業評価とイスタンブール原則の実践にかかる国内調査について結果の共有がなされた。発表のポイントは以下の通り。

- ✧ イスタンブール原則は日本の NGO にとって必ずしも自明とは言えないが、原則の要素は各団体の評価活動や活動指針等の中でほぼ網羅されている（＝普遍的な価値として認識されている）
- ✧ 日本の NGO にとって最も課題がある原則は人権と社会的正義（原則 2）に述べられているライツ・ベース・アプローチの導入ではないか。
- ✧ 自団体の理念や価値を言語化する作業には人材や資金等の資源が必要であるが、特に中小 NGO にはこうしたアドボカシー活動に取り組む余裕がないため､支援が必要。途上国における NGO の活動を、日本国内でより広く知らせるための支援スキームの創設を政府等に働きかけてはどうか。
- ✧ NGO の活動の質を高めるための技術（管理的なものや活動上の方法論等）について知る機会が必要。本ワークショップを国際的な議論を学び、原則を切り口に自身の活動を振り返るきっかけとしてほしい。

第 3 部：グループディスカッション

参加者を１）原則１（人権と社会的正義の尊重と推進)、２）原則２（ジェンダーの主流化)、原則６（公平なパートナーシップの模索）の３原則毎、６つグループに分け（原則毎に管理職、実務レベルの２グループを設置)、グループディスカッションを行った。

まず導入として、イスタンブール原則の実践にあてはまると思われる活動、状態について所属団体の事例やアイディアを共有するワークを行った。次にオープンフォーラム作成の「イスタンブール原則実践ツールキット」に例示されている「実践に向けたプロセス表」(和訳版)を配布し、本資料を参考にしながら、以下の２点の問いについて考えるグループディスカッションを全２ラウンド行った。

１）自身の団体として原則の実践に取り組むことになった場合、どのような課題があると

思われるか。
２）課題解決し、実践に取り組むにはどのようなプロセスが必要と思われるか。

各ラウンド終了後にはグループ議論共有の時間を設けた。
グループディスカッションの資料および成果は別添資料⑤を参照のこと。

第４部：海外調査概要報告 カンボジアの市民社会組織における開発効果向上の取り組み
JANIC の山口より、８月に実施したカンボジア調査の結果概要が共有された。
報告内容は既述のカンボジア調査報告と重複するため割愛する。

（３）ワークショップアンケート結果まとめ：
ワークショップ参加者を対象に、アンケートを実施した。
アンケート自由記述欄のまとめは以下の通り。

・WS 全体についてのコメント
✧ イスタンブール原則に関する世界の現状、日本の状況を把握できたこと及び、細かく理解するためにセミナーがプログラムされていたのでとても有意義だった。
✧ 新しい知識を得ることができた。多くの団体の方の意見を聞くことができた。また自分の団体の事業に関して振り返りができた。（同様の意見複数あり）
✧ 海外での駐在が続いていたため、日本の NGO の現状を把握できてよかった。
✧ 日本の NGO 全体で理解を深めボトムアップで意見だし、集約して日本版をつくっていかなければならない局面にあることを理解できた。
✧ ディスカッションでは他の NGO の方と率直な意見交換をすることができ、自分の経験知識の整理に役立った。
✧ 開発効果を判りやすく説明して頂けただけでなく具体的な取組みも考えられたのが良かった。
✧ イスタンブール原則を日本の NGO に普及していく大一歩になったと思う。

・主な課題・改善提案等
✧ 何故原則が開発効果あるいは NGO の質の向上につながるのか良くわからないまま終わってしまった。
✧ そもそも論で時間を取ることがないように、事前準備（宿題）を参加者に与えても良かったのでは。（同様の意見複数あり）
✧ やや抽象的な議論になったのが残念だった。
✧ RBA についてもっと知りたい。各原則について特化した個別研修があればありがたい。

４－５．韓国調査　（調査責任者および執筆者：高柳 彰夫）

・本調査の目的と概要
OECD-DAC の一員となった韓国では近年 CSO の活動が活発になっている。2011 年 11 月から 12 月にかけて、プサンにおいて第 4 回援助効果に関するハイ・レベル・フォーラム(以下、HLF4)が開催されたこともあり、韓国政府は援助効果関連の課題に積極的に取り組むようになり、その一つとしてイスタンブール原則を含む「CSO の開発効果のための国際枠組

み」（以下、国際枠組み）に賛同した。

一方、韓国の CSO も、OECD-DAC 加盟(2009 年)、G20 サミットのソウルでの開催(2010 年)、そして HLF4 の開催を機にアドボカシー活動を活発化させた。また、HLF4 ホスト国の CSO として、二国間・多国間の開発援助の援助効果に関するアドボカシー活動を行ってきた BetterAid、CSO 自身の開発効果の原則・枠組みづくりに取り組んできた Open Forum for CSO Development Effectiveness（以下、オープンフォーラム)の２つのグローバルな CSO プラットフォームにかかわった。

韓国の国際開発協力 CSO のネットワークとしては KCOC（Korea NGO Council for Overseas Development Cooperation）が活動してきたが、G20 や HLF4 を視野に入れ、さまざまな問題領域の市民団体も含めたネットワークとして KoFID(Korea Civil Society Forum on International Development Cooperation）も結成された。

以下、KCOC と KoFID、韓国政府の無償援助の実施機関である KOICA（Korea International Cooperation Agency）へのインタビュー調査をもとに、韓国における CSO の開発効果向上の取り組み、特にオープンフォーラムの「CSO の開発効果のためのイスタンブール原則」(以下、イスタンブール原則)の実施の現状、成果と問題点を紹介し、日本への示唆を考えたい。

インタビュー調査は、2012 年 9 月 20-22 日に、KCOC・KoFID 共催で第 3 回ソウル市民社会フォーラム（Seould Civil Society Forum）が開催され、スピーカーの一人として訪韓した機会を利用して、KCOC の Faye Lee 氏、KoFID の Anselmo Lee 氏、KOICA 市民社会チームの Yang Seok Woong 氏にご協力いただいた。また、本稿をまとめるにあたっては、KCOC/KoFID の Jee-eun Jun 氏に様々なアドバイスをいただいた。ただし KOICA に関しては、日本の外務省と国際協力機構(JICA)の関係同様に、ODA の政策形成は外務通商省(Ministry of Foreign Affairs and Trade)、実施（ただし無償援助に限る）は KOICA という役割分担があることや、内部の人事異動などの事情により、イスタンブール原則への賛同の経緯など十分な返答を得られなかった。

※各団体への調査設問内容については別添資料⑥を参照。

・韓国の国際開発協力 CSO

KCOC には現在 88 団体(2013 年 2 月現在)が加盟している。そのうち faith-based(宗教系)であることを目的等に明記している団体は 60%程度だが、設立の経緯などを含めると 80%が faith-based(キリスト教、仏教など)といえる。ソウル首都圏以外の団体は 2-3 団体に過ぎない。ソウル以外の地域に地域ネットワークがあるわけでもない。ソウル首都圏以外は国際協力 CSO はあまりないと思われる。

Faith-based の団体が多いことで、韓国の CSO の間では、まだチャリティ（慈善）やミッショナリー(伝道師)のメンタリティが強い。

・韓国の文脈での CSO の開発効果議論の意義

HLF4 をきっかけに、チャリティ志向が強く、これまで現場での活動がもっぱらの関心であった KCOC の会員団体の間で ODA 政策、アドボカシー、CSO のアカウンタビリティなどについての関心が広がった。KCOC の CSO の開発効果関係のイベントは申し込みも多く、会員団体の半分前後が関心を持っているといえるが、まだまだ各団体が取り組み始めたという感じで十分な理解が深まっているとは言い難い。KoFID についてみてみると、会員団体で CSO の開発効果に関心を持っている団体は半分弱くらいだと思われる。KCOC のメンバーでない、他イシューの団体や中小の団体の関心はまだまだ高くはない。

韓国のCSOにとって、開発効果の問題に取り組むことは、チャリティ志向を超えて、長期的な開発や南のCSOとのパートナーシップを考慮すること、開発現場での事業活動だけでなくアドボカシーの重要性を認識することにおいて意義があったと言える。

・イスタンブール原則、国際枠組みを普及する具体的な取り組み

(1)資料の発行と普及

第一に、イスタンブール原則について、韓国のCSOをターゲットにわかりやすいパンフレットを作製した。

第二に、KOICAの資金を得て、Open Forumの「CSOの開発効果に関する国際枠組み:シェムリアップ・コンセンサス」と、Implementation、アドボカシーのツールキットの翻訳を行った。

(2)Capacity Buildingにおけるイスタンブール原則の活用

韓国のCSO―KCOC、KoFID、Korean Human Rights Forum（KHRF)―はHLF4後、表1のように、9回（うち1回は今後開催予定）のセミナーを開催してきた。うち2回は、カンボジア・ラオスの2か国の現地で活動する韓国のCSO向けのセミナーである。特色として、第一に韓国のCSOの重要課題である人権ベース・アプローチ（RBA）を重視していること、第二にKOICAが後述するようにCSOのCapacity Buildingを重視するようになっていることを反映し、KOICAから資金をはじめとする支援を受けているものが多いことがあげられる。例えば、ラオスで開催されたセミナーは、イスタンブール原則を基盤に行われた。KCOCのFaye LeeがイスタンブールについてAnselmo LeeがRBAについて講師を務めた。

表1　韓国のCSOがHLF4後に開催したイスタンブール原則関連のセミナー

日時	テーマ	主催者	備考
2012年4月16日	RBA入門コース	KHRF	KOICAの支援
2012年5月2-3日	RBA中級コース		
2012年6月11-12日	RBA上級コース		
2012年6月13-16日（カンボジアで開催）	カンボジアにおける韓国NGOネットワークのワークショップ（RBA研修を含む）	カンボジアにおける韓国NGOネットワーク	KOICA、KCOCの支援
2012年7-11月(毎週)	RBAセミナー	KHRF	KOICA・KAIDECの支援、KCOCの協力
2012年7月20日	イスタンブール原則とツールキットに関するワークショップ	KCOC、KoFID	KOICAの支援
2012年9月24-25日（ラオスで開催）	ラオスにおける韓国NGOネットワークのワークショップ(イスタンブール原則に関するレクチャーを含む)	KCOC	KOICAラオス現地事務所の支援
2013年1月7, 14日	ODAにおける大学問のパートナーシップにおけるRBAコース	KHRF	KOICAの支援

2013 年 3 月 21 日－4 月 18 日(毎週・予定)	開発協力と人権	KHRF	KCOC の支援

・イスタンブール原則、シェムリアップ・コンセンサスを普及する上での課題

(1)韓国の CSO にとってどの原則が弱点か？

- 原則 1(人権・RBA)：韓国の CSO は faith-based な団体や faith-based な出発点を持つ団体が多く、どうしてもチャリティ志向やニーズ・ベースの活動が多い。また、人権というと、韓国自身の歴史(長年独裁政権下にあった)もあり、政治的問題とらえて敬遠する傾向も少なからずある。
- 原則 4(環境)：環境に関する意識が弱い CSO も少なくない。
- 原則 6(パートナーシップ)、7(相互学習)：Faith-based な団体が多いこともあり、現場での事業活動において伝道師的なメンタリティが強く、地元の CSO とのパートナーシップよりも直接の活動を好む傾向がある。そのため、南の CSO との相互学習の観点も弱い

(2)イスタンブール原則に取り組む上での韓国の CSO の組織的問題点

韓国の CSO はチャリティのメンタリティが強く、イスタンブール原則は一種のパラダイム・シフトの役割を果たす。そうであるがゆえに、まだ多くの団体に関してはリーダーたちの理解を得ている段階で、各団体の組織全体や活動への浸透、事業活動の現場レベルでの実施はまだこれからである。イスタンブール原則を普及していく人材をどう育てるのかも重要な課題である。しかし、特に faith-based な団体にとって、イスタンブール原則は団体の目的や使命の見直しも迫りうるものでため､普及には多くの課題があると思われる。

KCOC では Code of Conduct にイスタンブール原則を取り入れていくことを検討している。

・韓国政府(特に KOICA)による CSO 支援策

KOICA は 1995 年以来 CSO への支援を行ってきたが、近年その支援はいっそう積極的なものとなっている。KOICA が CSO 支援に積極的なのは、外務通商部も KOICA も開発政策に対する理解を深めるためにも CSO から知識を得ていく必要があったことがある。

従来は保健・農業を中心に、CSO の南における基本的ニーズ（BHN）充足の活動をプロジェクト・ベースで支援してきた。その金額は 2001 年から 11 年までの間に 10 倍以上になっている。

近年 KOICA は CSO の capacity building への支援にも力を入れており、その多くは KCOC を通じた支援である。具体的には、CSO 間の相互評価(peer review)をアレンジしたり、中小規模の CSO の capacity building への支援を行っている。CSO の capacity building 支援は韓国内だけでなく、現場レベルでも行われている。前述のラオスの例のように、フィールド・レベルで韓国の CSO が集まり、研修を行う機会も増やしている。また、2012 年度中に南の CSO を直接支援するプログラムも開始する準備もしている。南の CSO に対する支援の重要性は今後ますます大きくなっていくことが予想されるが、韓国と南の CSO のパートナーシップのあり方についてはまだガイドラインのようなものはつくられていない。

外交通商部は国際開発協力に関する各セクター（政府・市民社会・経済界・大学）の情報交換や連携強化のため、Development Alliance Korea を発足させた。CSO からは KCOC が参加している。しかし、財政経済部(Ministry of Finance and Economy)はこれへの参加を拒否しているため、特に有償協力に関する影響力が限られる懸念がある。

・CSO の政策環境（Enabling Environment）と KOICA による Enabling Funding

(1)CSO の Enabling Environment

韓国の CSO を取り巻く政策環境（法的枠組み等）には特に大きな問題はないが、寄付に対する免税率が低いことが指摘された。市民活動全般に対する政策環境は必ずしも良好とは言えないが、2013 年 2 月に就任したパク・クネ大統領の下でどうなるのか見ていく必要がある。

(2)KOICA による資金供与と Enabling Environment

CSO 側から見ると、近年 KOICA が CSO に対する funding scheme を変えていることが影響を与えている。従来 KCOC が受託してきた capacity building の活動の一部を、KOICA 自身が行うようになったり、中小団体を対象とした capacity building の事業も、これまで KCOC が担っていた事務局が公募で決められることとなった。

2012 年から CSO に対する多年度の支援が始まったが、総額が前年と同じのため、むしろ CSO 間の競争が激化する可能性がある。

KOICA の CSO 支援策のガイドラインにイスタンブール原則が反映される可能性はあるものの、まだ具体的な動きはない。KCOC 内部でもこのことについては賛否両論があり、もしこれが実行されるならば、KOICA と CSO との間で充分な政策対話が持たれることを望んでいる。

・韓国の CSO の政府との政策対話

(1)KCOC、KoFID の取り組み

2012-13 年は韓国が DAC peer review を受ける立場であり、また post-MDGs のこととも合わせて政府との政策対話を行っている。KCOC と KoFID は Peer Review に関してそれぞれ政策ペーパーを発表し、また共同で 2013 年 2 月 20 日に公開フォーラムを開催し、3 月にはワークショップ、4 月には政府関係者も交えたパネル・ディスカッションも予定している。

KCOC、KoFID、G-CAP Korea と連携してアドボカシーに取り組んできた。KCOC の理事たちはプサンをきっかけにアドボカシーに関心を高めたが、現場経験をもとにしたアドボカシーを好む傾向があり、国内の社会運動や人権のグループも入っている KoFID と相互補完的にアドボカシーに取り組んでいる。KCOC にも Policy Center が新設され、Anselmo が責任者になった。

(2)政策対話における政府の CSO に対する態度

外交通商部は OECD-DAC やプサン成果文書を重視しているが、財政経済部(Ministry of Finance and Economy)はあまり関心がない。たとえば Untying の問題に関して、外交通商部は積極的であるが、財政経済部は消極的である。KOICA はプサン成果文書の実施に関心があるが、トップが積極的に動かず、外交通商部に従って受動的である。

CSO は財政経済部により批判的である。

国務総理室(Office of the Prime Minister)が ODA 政策全般を調整している。CSO 代表も国務総理室の advisory committee のメンバーになっている。現在国務総理室は、ポスト・

プサン、DAC Peer Review、ポスト MDGs などを統合して新しい政策課題を整理しているが、HLF4 の結論について必ずしも理解や関心が十分でない傾向があると CSO は考えている。

財政経済部は意見の合う CSO と好んで関係を持ち、CSO を分断しようとする傾向がある。

・韓国の事例のまとめと日本への示唆

① 韓国の場合、OECD-DAC への加盟や G20 の加盟が CSO のアドボカシー活動を活発化させるきっかけとなった。また HLF4 の開催国となったことで、援助効果・開発効果に関する CSO の国際ネットワークである BetterAid と Open Forum と密接な関係を持ってきたことが、イスタンブール原則に関する韓国の CSO の積極性につながった。

② 韓国の CSO は、宗教系の団体や宗教をバックグラウンドに発足した団体の比重が高いことから、慈善（チャリティ）や伝道（ミッショナリー）の発想が伝統的に強い。HLF4 の開催は現場での事業活動に偏った韓国の CSO にアドボカシーへの関心を向けるきっかけになり、またイスタンブール原則をチャリティ・ミッショナリー志向の強い韓国の CSO を、RBA や南の CSO とのパートナーシップへの転換するきっかけにしたいと考えている。しかし少なからずの CSO のリーダーたちの間でも、現場レベルでも、依然としてチャリティとミッショナリーの意識が強く、これからイスタンブール原則の浸透を通じてどう変えていくのかが課題であろう。また、韓国では自国が長年独裁体制や強権体制の下に置かれていたため、人権を依然として政治問題ととらえて敬遠する傾向がある。

日本では、韓国と比べ CSO の宗教的背景は小さい（ただし、信者数の割にキリスト教系団体の数は多いし、他宗教をバックグラウンドとする団体もある）が、まだまだチャリティ意識が強く、現場で直接活動する、現場で日本人が汗を流す姿があってこそ支持を得やすい傾向がある。日本にとってもイスタンブール原則の普及は、チャリティ志向からパートナーシップ・人権志向へと CSO の活動の方向性を変えていく一つの材料となるが、一方で CSO の伝統的な志向が障壁となりうることも両国共通と言えよう。

③ 日本の場合には、首都圏に CSO の 2/3 程度が所在する一方で、関西・名古屋などの地域でも実績があり一定規模の CSO が存在している。主にボランティア・ベースの団体がネットワークをつくっている諸地域（埼玉・横浜・福岡・沖縄など）も合わせ、地域での CSO ネットワーク活動が盛んである。韓国の場合は、KCOC の会員団体がほとんどソウル首都圏に所在するだけでなく、他の地域(HLF4 が開催されたプサンを含む)で CSO があまりなく、今後ソウル首都圏以外の地域で市民の国際開発協力に取り組みを広げていくこと自体が課題である。

一方、日本の場合は、大都市圏以外の CSO はほとんどがボランティア・ベースで「手づくり CSO」であり、時間や能力（英語に堪能な人材が少ない）の限界から、援助効果・開発効果のような国際的潮流をフォローできていないのが現状である。活動が技術研修や留学などで来ていた現地人との個人的なつながりに依拠している団体も少なくなく、南の CSO とのパートナーシップといった発想に乏しい。イスタンブール原則を、日本の CSO の約半分を占める「手づくり CSO」にいかに浸透させるのかが課題である。

④　韓国の場合、KCOC にとって主要な事業の一つが Capacity Building であるが、その多くが KOICA からの受託事業である。実際 KOICA も Capacity Building を自ら実施したり、従来は随意契約であったものを公募提案方式に切り替える方向が出ており、KCOC にとっては独自の資金源の確保が課題となろう。

また、HLF4 に向けて、韓国政府も CSO のさまざまな取り組みを積極的に支援する姿勢を見せたが、今後も同様の姿勢が続くのかは不透明である。

一方で、日本の ODA 機関にとって、CSO の Capacity Building への積極的なかかわりや、多年度支援の導入、カンボジアやラオスで開催されたような現場レベルでの韓国の CSO の Capacity Building 支援は、KOICA から見習うべき点であろう。

⑤　韓国では賛否両論があるものの、KCOC の Code of Conduct や KOICA の CSO に対する資金的支援へのイスタンブール原則の活用が議論されている。日本でも同様の議論が行われることが期待される。

韓国調査報告、以上

４－６．第２回専門家委員会

概要および主な議論内容は以下の通り：

概要：

日時	2012 年１０月２日(火)10:30-12:15
出席者 ※敬称略	専門家委員： 大橋（JANIC)、佐藤（JICA)、定松（SCJ)、源（AYUS)、枝木（AYUS)、三宅（SVA) JANIC 政策アドバイザー：本田（スカイプ参加） オブザーバー：矢澤 事務局：山口、水澤、杉本、堀内、朝枝
議題	１．第１回ワークショップの振り返り ２．手引き案策定プロセスについて ３．啓発パンフレットについて ４．海外調査報告の共有 ５．第２回ワークショップについて ６．その他 ・国内調査報告書の共有 ・第３回専門家委員会について

主な議論ポイント：

・第１回ワークショップの振り返りでは、事務局より共有されたまとめの資料（別添資料⑤）をもとに意見交換が行われた。成果としては、啓発パンレットおよび手引きの策定に向けた良いインプットが得られたことが、また改善点としてはグループディスカッションの時間が十分でなく、議論が浅いまま終わってしまったこと等が指摘された。

また、グループディスカッションの１ラウンド目では文言に対する質問や言葉の解釈にかかる議論に時間を取られたとの報告があり、参加者に対し事前に主要文書を送り、当日までに読んできてもらう、または用語集の配布等、何等かの工夫が必要との指摘もあった。

・事務局からの評価として、過去に開催したCSO開発効果会合では参加者集めに苦労していたが、今回は国内調査の提言を踏まえて、イスタンブール原則を前面に出すことなく広報を行った結果、これまでにない数の参加申し込みが得られたことが共有された。
このことは国内調査の大きな成果であり、第2回のワークショップでも同様の工夫を行う必要性が確認された。
・手引き案の策定プロセスについては、事務局より「組織運営を振り返るためのチェックリスト」「事業実施にあたってのチェックリスト」と分けて策定する案が共有された。これに対し、組織をどのように構成し、運営するかという議論と現場での開発効果を高めるための議論は別物ではないかという意見も出されたが、開発効果は事業として直接現場に資するものだけを指すわけではなく、提言を含めたCSOの活動全てを対象とする議論であることが指摘され、まずは事務局提示の案通り、両者についてチェックリスト案のたたき台を策定してみることが合意された。
・手引き案の叩き台については、原則１を定松（SCJ）、原則２を三宅（SVA）および事務局、原則６をアーユスがそれぞれ担当することが合意された。
・ 啓発パンフレットの策定については、事務局から構成案が共有され意見交換が行われた。国内調査からの提言を踏まえ、パリ宣言やアクラ行動計画の詳しい内容には踏み込まず、できるだけ容易な言葉を用いて、開発効果議論のプロセスと意義、イスタンブール原則の内容が簡潔にわかるようにまとめることの必要性が確認された。
・第2回ワークショップの内容については、事務局より当初予定していたカンボジアからの講師招へいを取りやめ、第 1 回ワークショップアンケート結果で要望のあったライツ・ベース・アプローチに焦点を当てた研修としてはどうかという案が共有された。この提案の背景には、1）いくつかの原則をまとめて扱うことにより議論が抽象的なもので終わってしまう事態を避けたいこと、2）カンボジアおよび韓国では個別原則の内容に焦点をあてた研修を開催している事例があり、一定の成果を上げていることの2点があることが説明され、この方針で進めることが合意された。
・ライツ・ベース・アプローチは極めて幅広い内容であること、また講師によって内容に大きな違いが出かねないため、講師の選出には注意が必要との指摘が出された。事務局案では、講師は海外から招へいすることとなっていたが、日本のNGOの現状を知っている講師が適切ではないかという意見が出され、日本のNGO関係者で適任を探すことが合意された。
・第2回ワークショップにおける事例紹介については、人権を基礎に据えた場合とそうではない場合を比較できるような事例を共有できる団体／NGO 関係者、またライツ・ベース・アプローチの実践で苦労した点、課題等を共有できる団体／CSO 関係者に協力依頼をすべきという意見が出され、日本国際ボランティアセンターのラオスの森林事業およびセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのネパールにおける初等教育事業が候補に挙げられた。

４－７．第3回専門家委員会

概要および主な議論内容は以下の通り：

概要：

日時	2012年12月4日(火)10:00-12:00
参加者 ※敬称略	専門家委員：大橋（JANIC）、難波（佐藤代理出席）、定松（SCJ）、源（AYUS） オブザーバー：井上（AYUS）

	事務局：山口、堀内、杉本、朝枝
議題	1. 啓発パンフレット＆手引き（チェックリスト）内容検討 ①先回の振り返りとその後の動き ②案の共有と議論： 原則 1（人権と社会的正義の推進）定松 原則 2（ジェンダー平等と公平性の実現）三宅、杉本 原則 6（公平なパートナーシップの模索）アーユスの皆さん 2. 第２回ＷＳについて ①企画案の共有と日程確定 3. 釜山後の動きに関する情報共有 ①CSO Partnership for Development Effectiveness（仮称）の設置と北東アジアでの動き ②DAC 議長（Brian Atwood 氏）との非公式意見交換会および ODA 政策協議会での議題提案

先回からの議論経緯：

・第 2 回専門家委員会では、次回までに各担当が手引き案（チェックリスト）の叩き台を策定することが合意された。しかしその後、メールベース上で議論が持たれ、手引きの作成に取り掛かるにあたっては、原則に登場する重要なキーワードの定義付けや、原則の内容を丁寧に、かつ簡潔に説明する文書が不可欠であるとの意見が出された。

・上記意見は、第 1 回専門家委員会で指摘された「手引き案の策定に多くの時間を割くよりも、まずは日本の NGO に CSO 開発効果の議論やイスタンブール原則を周知することを優先して取り組むべき」という点とも重なる内容であることから、事務局で作業手順について再検討を行った。その結果、啓発パンフレットの中に、今回手引き案の策定を目指す 3 原則について説明するページを盛り込むこととなった。

・上記決定はメールベース上で共有され、第 3 回会合までに担当が各原則のパンフレット原稿案を策定してくることとなった。

主な議論ポイント：

・啓発パンフレットおよび手引き（チェックリスト）の策定については、まず事務局から上記の議論経緯が確認され、その後各原則の担当より持ち寄った案の共有があった。
以下、各原則の原稿案に対して出された意見をまとめる。

【原則１：人権と社会的正義の尊重と推進　ライツ・ベース・アプローチ（以下、RBA)】

・原則で述べられている「権利」は集団的人権ではない旨を強調する必要がある。国家は集団的権利を好み、人権を嫌う傾向があることにも触れた方が良い。

・水利権に代表されるように、当事者の権利同士がぶつかりあう可能性があることにも言及が必要。

・ニーズベースアプローチ（NBA）との比較を提示する必要がある。
その際、次の 2 点を強調すべき。
１）ニーズは Contextual であるのに対し、権利は Universal であること
２）RBA では義務履行者、権利保有者の行動がキーであり、外部者の役割はあくまで側

面支援となること
・NBA との比較については、Danish Institute for Human Rights 作成の表が参考になるのでは。
・RBA はニーズを否定、軽視するものでもないことを丁寧に説明する必要がある。
（これまでの会合において、RBA⇔NBA という捉え方をしている参加者が複数見受けられたため）
・RBA においても経過的な措置として、サービスデリバリーを行う必要があることにも触れてはどうか。
・RBA の導入には組織や事業にどのような変化が要となるのか言及が必要。
（例：サービスプロバイダーからファシリテーター的な側面支援への役割変化）

【原則２：ジェンダーの公平と平等の推進】

・ジェンダーについて全く知識のない人でも原則を理解できるようにするためには「ジェンダー」という言葉を使わない形での説明が必要。
・まずはジェンダー平等とは何か、定義づけが必要。その際には「ジェンダー平等」が単なる「男女平等」ではなく、男女の関係性、社会的につくられた性差に基づく言われなき差別の是正を意味することに説明が必要。
・Practical Gender Needs だけでなく、Strategic Gender Needs 違いを説明し、後者の実現に向けた取り組みの重要性に言及する必要がある。例えば女性の水汲み労働が問題となっている場合、前者への代表的な対処方法としては給水設備の整備が挙げられる。一方 Strategic にアプローチする場合には「なぜ女性だけが水汲みをしているのか」という役割分担や構造的な力関係の是正に取り組む。
・Practical Gender Needs を考えるのが WID であり、Strategic まで拡大して見ていくのが GAD である。この点を WID と GAD に言及するならばもう少し両者の違いが分かるようにすべき。
・構造的な力関係に変化をもたらすような Strategic Gender Needs の実現に向けたアプローチはまさに RBA の１つといえるため、文中のどこかで RBA との関連性を示唆できると良い。
・男女平等という表現には注意が必要。差異を無視し、平等であれば良いという誤解を与える恐れがあるため、表現に工夫が必要。

【原則６：公平なパートナーシップの模索】

・グローバル市民社会を健全に育てていくためには、南北の市民社会がプロジェクトの外でもパートナーシップを結び協力して行く必要があるが、現在は北の NGO がプロジェクトを対象に資金的な協力を行うパターンがほとんど。プロジェクトありきのパートナーシップではなく、like-Minded な団体と恒常的な協調関係を持つことの重要性について触れる必要がある。
・パートナーシップ型と、そうでない場合の対比を入れ込むべき。
・パートナーシップを組んで事業を実践するには、こちら側に相当な能力、力量が必要となることについて言及が必要。
・「公平な」「公正な」という表現の意味することは何か、表現によって違いはあるのか整

理が必要では。
・原則に限らず、実際に事業を回す際に直面しうる課題、難しさ、注意点について触れるべきでは。
・現地 NGO＝当事者ではない点に注意が必要。南の NGO を支援すれば当事者を支援していることになるという誤解を避けられるような表現にすべき。また、南の NGO と当事者との間に搾取的な構造がある危険性について触れるべき。

原則原稿案に関する議論概要、以上

・次に、各原則に共通して含むべき内容が話し合われ、以下の 4 点は必ず盛り込むことが合意された。1）背景（コンセプト等が出てきた経緯）、2）キーワードの定義、3）簡単な実例を通した他アプローチ等との比較、4）実践における注意点や起こりうる課題
・上記議論内容を踏まえ、次回会合までに各担当が原稿をリバイスしてくることが合意された。
・第 2 回ワークショップについては、事務局からの候補講師として関西 NGO 協議会の川村 暁雄氏およびアムネスティ・インターナショナル・ジャパンの若林氏への協力依頼が提案され、プログラム前半で 2 名に講義をいただき、後半でグループワークを行うプログラム案とすることが合意された。

４－８．第 4 回専門家委員会

概要および主な議論内容は以下の通り：

概要：

日時	2013 年 2 月 4 日(月)10:15-12:00
参加者 ※敬称略	専門家委員：大橋（JANIC）、田中（文京学院大学）、定松（SCJ）、源（AYUS） オブザーバー：井上（AYUS）、本田（JANIC 政策アドバイザー、スカイプ参加） 事務局：山口、杉本、朝枝
議題	1. 啓発パンフレット＆チェックリスト内容検討 ①先回の振り返りとその後の動き ②案の共有と議論： 原則 1（人権と社会的正義の推進）定松 原則 2（女性と少女の権利促進、ジェンダー平等と公平性の実現）田中 原則 6（公平なパートナーシップの模索）井上 2. 第２回ＷＳについて ①準備状況の進捗報告、内容にかかる意見交換 ②専門家委員の役割 3. 釜山後の動きに関する情報共有 ①Asia Development Alliance　第一回総会の報告（CPDE 進捗含む） 4. 次回会合の日程調整

先回からの議論経緯：

・原則２（ジェンダーの主流化）については、これまでシャンティ国際ボランティア会の三宅氏に担当いただいていたが、海外出張等により会議を欠席することとなったため、定松氏のご紹介により、田中 雅子氏（文京学院大学 准教授）にご助力いただけること

となった。

主な議論ポイント：

・先回専門家委員会同様、まずは各原則の担当者より案の共有があった。
以下、各原則の原稿案に対して出された意見をまとめる。

【原則２：ジェンダーの公平と平等の推進】

・背景として教科書的な歴史的経緯を長々と説明すると、CSO らしさが失われるのでは。他のアクターがジェンダーを語る場合との差別化をはかり、CSO らしさを出すためには、むしろ女性と少女の権利を全面に出すように構成すべき。
・先見性は重要だが国内での理解や議論はそこまで追いついていないのが現状ではないか。分量は減らしても歴史的な背景は残すべき。
・原則１や６に比べて２は比較的古くから存在する内容なので、１つのパンフレットにまとめる際のバランスを考慮する意味でも CSO らしさを出すことは重要では。
・女性の権利の実現は、男性の権利を譲り渡すことという誤解を排除するような説明が必要。
・人権としての女性の権利が認められたことを前半に載せられれば、事例の内容も女性の権利に焦点を当てた（現地女性運動への支援等）より CSO らしい事例を示せる。
・先見的な内容を示した際に、読み手が「自分たちは無理」と引いてしまわないよう、今あるプロジェクトに少しずつでも取り入れられるような要素を提示できると良い。
・日本のジェンダー平等指数がきわめて低いことをどこかで触れるべききではないか。

【原則１：人権と社会的正義の尊重と推進】

・RBA の背景は書き手によって様々なので、CSO 開発効果議論におけるという前置きを付けた方が良いかもしれない。
・国連の人権憲章における人権は CSO 開発効果の文脈で意味する権利よりも狭義で捉えられている点に注意が必要。後者には格差の問題が常に出てくる。この違いについてどこかで言及できると良い。前者は国家が守るべきものだが、この枠組みから抜け落ちてしまうグループ等がもつ人権についても保障するものというのが、後者である。
・RBA が外から持ち込まれたものと捉えられてしまうことを避けるために、日本でも生活保護や福祉の面で権利をベースとした枠組みができていることを説明できると良い

【原則６：公平なパートナーシップの模索】

・文章のトーンとして、日本の市民社会は自立しているが途上国の市民社会は能力強化が必要というような誤解を与えないように書き換えた方が良い。
・パートナーシップに対するアパシーは根強いので、定義の部分にパートナーシップは共通の目標を持つことの重要性をしっかり触れるべき。
・どうやっても同じ価値観を共有できない相手と「パートナー」にならなければいけない状態になった際、どう対応すればよいのかにも触れるべき。妥協点を見出して、Win-Win 関係を構築することの重要性に言及すると良い。

・直接実施型を全否定しているように見えないよう、移行期間があることやその中間があることを明示した方が良い。
・パートナーシップについては例示が非常に難しい。相手の市民社会組織と定常的に関係を持つことの重要性を示して例示は避けるというのも一案では。

原則原稿案に関する議論概要、以上

・上記議論を踏まえ、各担当が原稿を最終化する作業に入ることが合意された。また、事務局はその他部分の原稿の執筆を進めつつ、各原則の原稿が揃い次第編集作業に入ることとなった。

・第 2 回ワークショップについては、事務局より講師、登壇者との打ち合わせ状況が共有され、各委員の役割が確認された。

４－９．第 2 回ワークショップ『基礎から学ぶ！ライツ・ベース・アプローチ入門講座』

これまでの議論経緯を受け、第 2 回ワークショップは以下の 2 点を目的に企画、開催した。

(1) ライツ・ベース・アプローチについて参加者の理解を深めること
(2) ライツ・ベース・アプローチの実践における疑問点や課題を事例紹介およびワークショップを通して解決すること

ワークショップの概要および発表・議論の要点は以下の通り：

（1）概要：

日時	2013 年 2 月 27 日（水）13：30～17：00
会場	JICA 市ヶ谷ビル　大会議室
参加者数	NGO 職員全般 計　47 名（25 団体、JICA からのオブザーバー1 名を含む）
講師/ ファシリテーター （登壇順）	1. 若林 秀樹 氏（アムネスティ・インターナショル日本事務局長） 2. 川村 暁雄 氏（関西ＮＧＯ協議会提言専門委員 / 関西学院大学） 3. 定松 栄一 氏（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局次長） 4. 平野　将人氏（日本国際ボランティアセンター　ラオス事業担当）
プログラム	第 1 部：JANIC　杉本　香菜子 「ワークショップ開催の背景と目的 CSO 開発効果とイスタンブール原則」 第 2 部：ｱﾑﾈｽﾃｨ･ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ　若林秀樹、関西 NGO 協議会 川村 暁雄 「人権とは？ 基本概念の整理と開発における重要性」 「ライツ・ベース・アプローチ入門」 第 3 部： 事例共有 (1)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　定松 栄一 (2)日本国際ボランティアセンター　　平野 将人

	第 4 部：グループワーク 責務履行者・権利保有者分析と能力ギャップ分析　ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ　川村 暁雄

（２）発表・議論の要点：

第１部：ワークショップ開催の背景と目的

別添資料⑦に基づき、JANIC の杉本よりこれまでの議論プロセスと成果物の概要が共有され、本ワークショップの位置づけと目的が確認された。

第２部：講義

（１）人権とは？～基本概念の整理と開発における重要性～

アムネスティー・インターナショナル・ジャパン事務局長の若林氏より発表があった。
講義の要点は以下の通り。

✧ 人権とは「人間が人間らしく生きる不可侵の権利」である。人権には義務と権利の関係は成立しない。つまり人権は義務を果たしていないからという理由で奪われるものではない。
✧ 近年急速に進む経済のグローバル化により、投資と人権についても制度化が進んでおり（ＩＳＯ２６０００）、企業・団体も持続可能な社会の発展のために何をすべきか問われている。
✧ 開発に関する人権としては世界人権宣言の第 22、25、26、27 条等が挙げられる。
✧ 援助とは人権侵害された人の権利を回復するお手伝いをすること。権利を実現するためには社会を含めて総合的に働きかけることが必要。これがまさにＲＢＡであり、私たちの役割は権利を持つ本人が自主的に権利を要求するプロセスを支援することである。
✧ ＲＢＡとニーズベースアプローチは対峙するものではないが、課題をどうとらえるかという点で両者は大きく異なる。
✧ ＲＢＡの強みは、一時的な供与としての支援を超えて、より持続可能な社会発展へのサポートができるという点にある。
✧ 我々がＲＢＡを意識することで、現地だけではなく日本社会自身も変わっていくことができる。

（２）ライツ・ベース・アプローチ入門

関西ＮＧＯ協議会の川村氏より発表があった。
講義内容については別添資料⑧を参考のこと。

（３）質疑応答

講師２名の発表内容につき、出席者から以下の質問、コメントが挙がった。

✧ 人権の原則の中で述べられる「平等」は機会の平等と結果の平等のどちらを指すものか。あるいは両者を意味するものか。
→ 何の権利かによって変わってくる。例えば教育への権利や水への権利の場合は、教育や水を得ること自体が権利なので結果の平等を指す。ただしそうでない状況、たとえ

ば収入がどのくらい得られるかといったような程度の問題では、プロセスの不当性がないかぎり権利の侵害とはいえない場合もある。差別を考えるとき重要なのは、その差異に合理性があるのかどうかである。

✧ RBA は経済・社会など人間についての議論ととらえていたが、地球規模で周囲の環境なども含めて人間の将来を考える必要があるという議論があるなかで、RBA は何か言及しているか。

→ 環境権ということで国際的な議論はあるも、まだ弱い。将来世代が包摂も参加もできないから。そこまで考えられる枠組みになっておらず、これからのチャレンジである。これから人類に必要なものは人権だと訴求していく必要があり、作る必要があるのである。

✧ 国際協力の文脈では国家だけでなく国際協力を行う組織が責務履行者といえるのか。

→ どんな組織であれ、人間の尊厳を守るという目的を共有する団体は RBA を踏まえて行動すべきと考えている。ただし、どんな組織も責務履行者になるとは限らない。責務履行者は権限があるということである。つまり責務は権力と共にあるものであり、国際協力 NGO が我々は責務履行者であると宣言することは、被援助者に対し権力を持っていることと同じになりかねない。

✧ NGO の指針として RBA の視点を盛り込む団体はあるが、プロジェクトや事業実施の際にどうしても RBA アプローチからずれてしまう、ニーズ・ベースになってしまうものになってしまう。両立はどうしていくべきか。

✧ アジアの多くで見られるように相互扶助でお互い様精神のもと助け合い生活をしているところに外部からこのような考えを押し付けるのには抵抗がある。

→ たしかに相互扶助がうまく機能しているケースもあるだろう。しかし、現在の社会構造では、国家が圧倒的に力を有している。相互扶助的な部分は非常に貴重なものだが、権力を持っている相手との関係を考える上で RBA が果たしうる役割は大きい。

第３部：事例共有

（１）権利に基づくアプローチの実践～セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの事例から～

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの定松氏より事例紹介があった。発表内容のポイントは以下の通り。

✧ SCJ は以前、識字教室を終了した子どもは公立小学校に自動的に入学・編入するという仮説を持ち、未就学の児童のための「朝の識字教室」を開催していた。しかし、後追い調査から、教室に通った児童の半数以上が依然未就学であることが判明した。（＝当初仮説が否定された）この反省から公立小学校教育の改善に直接取り組む必要性を認識するに至った。（＝義務履行者への働きかけを実施する必要性）

✧ 家庭の実態調査を実施したところ、子どもの 95%が家庭内労働に従事していることが判明。子どもにとって最も身近な義務履行者＝親が最低限の義務を果たせるようにしていくことの必要性を認識した。

✧ そこでまずは、村人や教員といった義務履行者とともに就学状況を調査し、詳しい実態を一緒に把握するという作業を行い、彼ら自身に「子どもの半数が未就学であるこの状態をどう思うか」を考えてもらう機会を設けた。
✧ 親や教員、子どもからはそれぞれのもっともな言い分が出された。外部者としてのNGOの役割は個々でファシリテーターの役割を担うこと。皆がお互いを非難しても何も解決しないことを述べ、それぞれが自分の責任を果たしてこそ、相手にも責任を果たすよう求めることができることを指摘。
✧ 親や子どもたちが教育を受ける権利を要求する行動を支援する方法として、学校入学キャンペーンを実施した。また、責務保有者である親、学校、行政が子どもの教育を受ける権利を実現するための義務を果せるよう、能力強化にも取り組んだ。具体的には、就学年齢の子どもをもつ親に対して入学案内状を送付することで「自分たちは教育とは関係ない」という意識に変化を促したり、入学手続きを行う際に村役場が出張サービスとして、出生登録が済んでいない子どもに対して罰金なしで登録証明書を発行するといった工夫を行った。さらに差別の克服に取り組むために、10代の女子児童に対し、編入入学準備のための識字学級を開催したり、低位カースト集落における分校の設置を行った。
✧ これらの取り組みにより村人の間で「子どもは働かずに学校に通うべき」という意識が定着し、5~14歳までの子どもの就学率は64%から81%に向上した。また、入学後定期的に学校に通っている子どもの割合も63%から73%に向上した。さらに、行政や住民が事業の一部を引き継ぎ、自律的な発展性の確保においても成果を上げることができた。
✧ 就学率が目標値（90%）に届かなかったことや、教育の質の面には課題が残ったものの、以前実施していた「朝の識字教室」（権利をベースにしていたとは言えない事業）に比べて確実な成果を残せた。

（1）JVCラオス森林保全事業事例紹介

日本国際ボランティアセンターの平野氏より事例紹介があった。発表内容のポイントは以下の通り。

✧ JVCは1980年代よりラオスで農村開発・生計向上のための活動を行っていたが、市場開放や外資の参入により、土地収用問題が発生し、土地森林なくしては村人の生計の安定は成り立たないことを認識。この問題意識を持って土地森林を守る活動を開始した。
✧ 2009年まで、事業は参加型土地利用計画を中心に行ってきた。これは、村人の利用してきた土地を法的に登録することによって、将来も村人が土地を利用し続けられるようにするという活動であり、つまりラオスにある国の制度を利用して権利の向上をはかる試みである。しかし、事業を続けていく中で、それだけでは土地・森林を守れない、またそれがなくても守れるケースがあるという現実がわかってきた。
✧ そこで、2009年からは権利に関する村人の意識啓発、コミュニティ・エンパワーメントにも注力をはじめた。具体的には法律を図解しているカレンダーを配布したり、人形劇やドラマの上演といった誰にでも理解しやすい方法で法律に関する学びの機会を提供している。
✧ 本事業のRBA的要素は、森を守ることを通じて、今後とも村人が森を使う権利を擁護

していること、また参加型土地利用計画や森林法という国家の制度枠組みを利用しながら権利について意識啓発を行っていることにある。つまりこれは自然保護活動であり、同時に権利擁護の活動でもある。

✧ ラオスは社会主義国であるため、言論の自由などが担保されていない。NGO に対する制圧も厳しくなっており、国際 NGO スタッフが強制退去される事例も出ている。
本事業で使うカレンダーや劇の台本等も文化情報局の検閲対象となるため、露骨に権利を主張することは困難である。本来権利を擁護すべき政府に責任追及もできない。しかし、本事業の実施により村人が自分たちにも何か言うことができる、ということを自覚し、発言する等の成果が出ており、実際に企業を追い返した事例もある。またラオス人スタッフの意識も向上してきている。

第４部：グループワーク～責務履行者・権利保有者分析と能力ギャップ分析～

講師の川村氏をファシリテーターに、紹介された 2 つの事例を題材としてグループワークを行った。

まずは各事例で出てくる権利の種類を列挙し（例：教育を受ける権利）、その権利の実現に責任を持つ責務履行者は誰なのか（例：就学年齢の子どもをもつ親）を考えるワークを行った。続いて、責務履行者が本来履行すべき責任（例：児童労働させない）にはどのようなものがあり得るかを考えるワークを行った。

※本ワークは成果物を出す性質のものではなく、あくまで参加者が考える訓練をするためのワークであったため、議論の詳細は割愛する。

（３）ワークショップアンケート結果まとめ：

ワークショップ参加者を対象に、アンケートを実施した。

アンケート自由記述欄のまとめは以下の通り。

・WS 全体についてのコメント

✧ 講座と事例紹介の両方があったことで理解深まった。

✧ 良い復習になった。NGO だけでなく一般や外務省・JICA にも開いて開催しては。

✧ RBA について体系的かつ網羅的に学べた。

✧ 内容が盛りだくさんでわかりやすかった。

✧ 一見ニーズに基づいた事業に見えて、その事業の組み立ての裏付けが RBA であり、実施において RBA の要素が常に意識されている事例（JVC ラオス）が聞けて大変勉強になった。

・主な課題・改善提案等

✧ 事例紹介の時間が短かったことが残念である。

✧ 詰め込みすぎな感じがした。入門講座ならばもう少し内容を絞るか、時間を長くとるべき。

✧ 参加者に対して事前に何らかの準備をお願いしたり、参加後にレポートを出してもらうなど、参加者同士が学び合えるような工夫をすると良い。

４－１０．啓発パンフレットと手引き案の作成

第４回専門家委員会の議論を受けて、各専門家委員によって最終原稿が策定され、事務局で編集作業を進めた。完成した啓発パンフレットは別添資料⑨を参照のこと。

手引き案の作成については、第１回ワークショップでの議論およびグループワーク成果物（別添資料⑤）を土台に、以下の通り案がまとめられた。原則 1（人権と社会的正義の尊重と推進）については、啓発パンフレットの内容議論に時間を要したこと、また国際的に広く共有されている既存のチェックリストをもう少し吟味する必要があることからまとまった案を提示するまでには至らなかった。

ジェンダー主流化のためのチェックリスト

あなたの組織が計画／実施している事業について、また組織やその構成員の個人について、すでに実践している項目には印を、印がつけられない項目については改善策を検討しましょう。

1. 事業レベル

1.1 計画

① □事業実施国およびそのセクターのジェンダー施策と事業が関連づけられている。
② □性別・年齢別の指標を利用した事業実施国・地域の社会分析が行われている。
③ □②の結果を踏まえて活動対象の選定が行われ、その性別・年齢別データが入手できる。
④ □活動対象のジェンダー格差を直接縮めるための活動が組み込まれている。
⑤ □活動対象のジェンダーの関係性を変えるための活動が組み込まれている。
⑥ □事業の活動予算は、④と⑤を行うのに十分な配分になっている。

1.2 実施

① □事業実施機関／パートナー団体の人員構成のジェンダーバランス等が確認されている。
② □①の結果、問題がある場合、事業内研修等により人材育成や組織強化が組み込まれている。
③ □②を自ら実施できない場合、現地の女性団体等の協力を得ることが計画されている。
④ □活動に対する誤解が生まれぬよう、事業の透明性を保ち、説明責任を果たすため、直接の関係者以外ともパブリック・ヒアリングなど意見交換の機会が設けられている。

1.3. モニタリング

① □活動とその結果がジェンダー視点で分析できるよう、性別・年齢別にデータが収集されている。
② □情報収集の際、性別、年齢など多様な層から聞き取りを行い、反応の差異を分析できる。

1.4 評価

① □事業実施前と比べてジェンダー格差の是正に効果があったか否か量的に示すことができる。
② □事業実施前と比べてジェンダーの関係性の改善に効果があった事例を示すことができる。
③ □事業実施国およびそのセクターのジェンダー平等目標に沿って、評価を行うことができる。
④ □事業成果が、ジェンダー不平等の解消に役立つ制度や政策の改善に結びつけることができる。

2. 組織レベル

① □職員、会員・ボランティアなどが、性別を問わず参加できるよう配慮されている。

② □職員や理事など構成員の男女比は、一方が 3 分の 2 を越えないよう配慮されている。

③ □組織の意思決定に関与する者の男女比は、一方が 3 分の 2 を越えないよう配慮されている。

④ □職員・理事・ボランティアなど関係者に対して、ジェンダー配慮やハラスメントに関する研修を定期的に実施している。

⑤ □ハラスメント等に関する問題が発生したときのためのガイドラインや、問題解決のための機構や措置が定められている。

⑥ □組織運営や事業実施上で起きるジェンダーに起因する問題の対処に必要な知識をもったジェンダー・フォーカルパーソンがいる。

3. （職員・理事・ボランティアなど）個人レベル

① □ジェンダー配慮やハラスメントに関する研修を受講している。

② □当事者の保護や守秘義務の遵守、中立性の保持、人権配慮等についての行動規範を定めた誓約書に署名している。

③ □支援者と被支援者、職員とボランティアなど、非対称的な力関係にあっても、相手の人権と多様性を尊重した態度と振る舞いができる。

④ □自分の家族・地域・社会におけるジェンダー不平等に関心をもち、その是正に取り組む。

パートナーシップの模索に向けたチェックリスト

パートナーシップの概念に基づいた活動のあり方を具体的に考えるにあたり、①自らの組織の状況、②パートナーシップの概念に基づいた現地 CSO との事業実施状況、③途上国の市民社会との関係性の三つに分け、それぞれの留意点をチェックリストとしてまとめました。もとより、途上国側とのパートナーシップ関係は多様な協力のあり方や活動内容が考えられます。各組織の活動の現状に合わせ、パートナーシップに基づく協力関係について検討する際の参考にしてください。

（1）自らの組織の状況について

・組織内におけるパートナーシップの概念・考え方の共有

□ パートナーシップの概念・考え方について、団体内で議論したことがあるか？

□ 地球市民社会を共に作り上げるパートナーとして、途上国の CSO や市民社会との関係性を捉えたことはあるか？

□ パートナーシップという言葉を使わなくても、協力相手との関係性について議論したことがあるか？

□ 「パートナーシップ」のほかにどのような用語、言葉を使っているのか？

□ パートナーシップの概念・考え方は、団体の事業全体に行きわたっているか？

・パートナーシップの概念・考え方の位置づけ

□ パートナーシップの概念・考え方について、組織の理念、事業の目的、業務文書などに明文化されたものがあるか？

□ パートナーシップの概念・考え方を明文化したものを、団体のウェブサイトもしくは広報物等で外部に公開しているか？会員に発信しているか？

□ 事業を実施する上で、パートナーシップの概念を活動方針に入れることになっているか？

・日本の NGO の「パートナー」としての能力の有無や蓄積

□　途上国の CSO や市民活動家の自立に必要な様々な能力開発を支援するためのノウハウは蓄積されているか？

□　政府、二国間援助機関、国際機関、民間企業等のドナーと対等なパートナーシップを築いて事業を実施しているか？また実施していくための行動指針が組織内にあるか？

□　パートナーシップのもと行う事業のモニタリングや評価の仕組みが確立しているか？

□　市民社会のアクターとして、政策提言（アドボカシー）を共に行うためのノウハウは蓄積されているか？

□　パートナーとして適切な団体を見極める能力を有しているか？

（２）パートナーシップの概念に基づいた現地 CSO との事業実施について

・途上国の CSO の状況

□　現地 CSO は市民社会的価値観を有し、かつ社会問題の当事者を代表しているか？市民社会強化のための役割を果たしているか？

□　現地 CSO 以外に当事者が存在する場合、現地 CSO と当事者の間に搾取的な関係はないか？

□　現地 CSO は海外からの援助に依存しすぎることなく、自らの努力で資金獲得の工夫をしているか？

□　現地の市民社会からの市民社会からの寄付を募る努力をしているか？

□　現地 CSO は日本の NGO との連携をきっかけに、自らの組織強化を積極的に図ろうとしているか？

□　地域に根差した開発効果を高めるための独自の経験とノウハウの蓄積があるか？

・事業のマネジメント

□　現地 CSO との間でパートナーシップに関する学びあいや共有の機会があるか？

□　現地 CSO との間でパートナーシップに関する協定もしくはアグリーメントを有しているか？

□　事業の計画策定に共に参加し、事業の目標や実施方針を共有しているか？

□　現地 CSO との間で、開発効果に向けた事業運営に関し、明確な役割分担はあるか？

□　現地 CSO に資金を供与するだけの関係になっていないか？

□　現地 CSO を巻き込むことなく、日本の NGO だけで事業を運営していることはないか？事業の実施はもっぱら日本から派遣されたスタッフや専門家が担っていないか？

（３）途上国の市民社会との関係について

□　途上国の市民社会が抱える問題を十分に認識しているか？同様の認識を持つ現地の CSO と連携しているか？

□　それら団体とパートナーシップの概念・考え方について共有しているか？

□　それら団体と協力して、地域の問題解決に関する政策提言を発信しているか？

チェックリスト案、以上

おわりに　～本事業の成果と今後の課題・展望～

本研究会は、1）日本 NGO による事業評価（事業計画～モニタリングまでの一連のプロセス）実施状況、2）海外の NGO による開発効果向上の取組みの状況、3）日本の NGO と海外の NGO の開発効果向上の取組みの比較と改善点、を明らかにすることで、日本の NGO に国際的に議論が進んできた CSO 開発効果の議論、およびその成果物であるイスタンブール原則を普及し、自らの活動を相対的に振り返る場を提供するとともに、日本の NGO の開発効果向上に広く資することを目的に実施された。

国内外での調査やワークショップの開催により､上記の目的は概ね達成されたと言える。冒頭に実施した国内調査からは、日本の NGO による事業評価の実施状況だけでなく、日本国内でイスタンブール原則を普及していく上で、注意すべき重要な示唆が得られた。中でも､「イスタンブール原則」をはじめ、馴染みのない用語を多用することは、本議論やその成果物が「外部からの押しつけ」であるという印象を与えることにつながりかねないという指摘は、その後の事業実施において非常に有益なものであった。

第 1 回ワークショップでは、上記国内調査から得られた示唆を踏まえ、広報や企画、グディスカッションの組み立て方に工夫をした結果、後半の活動であるパンフレットや手引き（案）の策定に有益なインプットを得ることができた。

海外調査からは、本議論の普及に先進的な取り組みを持つカンボジア、韓国の事例を把握し、どちらの国においても個別の原則に焦点をあてた研修が開催されていることがわかった。この事例は、第 1 回ワークショップから得られた「原則を複数まとめて扱うことで議論が深まらなかった」という反省点と合わせて、第 2 回ワークショップの企画内容を練る上で有益であった。

第 2 回ワークショップでは、ライツ・ベース・アプローチに焦点をあてた結果、参加者からの質問内容や議論内容がこれまでの会合に比べ具体性を持ったものとなり、今後類似の会合を企画していく観点からも確かな手ごたえを得られた。

このように、各活動から得られた示唆を元に軌道修正しながら事業を進められたのは、年間を通して開催した専門家委員会において、振り返りの議論時間を持てたからこそであろう。とりわけ後期において、事業の焦点が「開発効果向上に向けた取り組み」にあてられ､「事業評価との比較」という視点が薄れていったことは否めないが、振り返りの議論を行い、軌道修正をしながら進めてきたからこそ得られた成果も多くあったと考えられる。

成果物として完成したイスタンブール原則にかかる啓発パンフレットはまさにその一例と言えよう。当初、啓発パンフレットは A4 サイズ、4 ページ程度で、CSO 開発効果議論の経緯と原則を概観するにとどめる予定であった。しかし、国内調査や第 1 回ワークショップから得られた示唆からパンフレットに何をどう入れ込むか、専門家委員の間での議論が深まり、結果的に当初予定していた内容よりも詳細で、言葉の使い方等にも注意を払った文章にまとまった。

本事業を振り返る中で、事務局としての最大の反省点は、手引き（チェックリスト案）の策定に十分な議論を行えなかったことである。手引き案の最終化、および本事業で取り組まなかったその他原則にかかる手引き策定については、完成したパンフレットの活用方法の検討と合わせて、継続的に取り組んでいきたい。

JANIC では、本研究会事業の成果をふまえながら、今後も CSO 開発効果の国際的な議論を追うとともに、日本の NGO の開発効果向上に向けた取り組みを続けていく予定である。具体的には、上述の手引き策定の継続に加え、原則毎の研修型ワークショップ開催や、本

議論を他セクターにも広めていくこと等を検討している。

最後に、国内外での調査に協力してくださった団体の皆様、また専門家委員や協力団体として本研究会を支えて下さった皆さま全員に対し、心より感謝を申し上げたい。

2012 年度外務省主催 NGO 研究会
《事業評価と開発効果向上における比較》事業報告書

発行日　2013 年 3 月
発行元　外務省　民間援助連携室
事務局　特定非営利活動法人　国際協力 NGO センター
〒169-0051
東京都新宿区西早稲田 2-3-18　アバコビル 5F
編集責任者　山口　誠史
編集　　杉本　香菜子